

周防大島町地域福祉計画

令和6年3月

周防大島町



はじめに

近年、我が国では少子高齢化による人口減少が進み、地域の希薄化の進行、社会的孤立や生活困窮、また子どもの貧困の問題など、地域における福祉課題も多様化・複雑化しております。

様々な地域課題に取り組んでいくためには、暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、住民が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制を整備する必要があります。

このような中、周防大島町におきましては地域における様々な主体がお互いに協力連携しながら、地域課題に取り組み解決していく地域強化に重点的に取り組む「周防大島町地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、地域共生社会の実現の一端を担うことから、成年後見制度の利用促進を抱合し、前計画から継承した「共に支え合い 安心して暮らし 誰もが輝くまち 周防大島」を基本理念とし、地域福祉の推進を地域の活性化につなげ、「住み続けたい」、「子どもに住んでほしい」と思う“周防大島”を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました「周防大島町高齢者保健福祉推進会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート等にご協力いただきました皆様方に心からお礼申し上げます。

令和6年3月

周防大島町長 藤本 浄孝

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1章 計画の概要..... | 1 |
| 1 計画策定の背景と目的..... | 1 |
| 2 計画の性格と位置付け..... | 2 |
| 3 計画の期間..... | 6 |
| 4 計画の策定方法..... | 6 |
| 第2章 周防大島町の現状..... | 8 |
| 1 人口の状況..... | 8 |
| 2 世帯の状況..... | 11 |
| 3 地理的状況..... | 12 |
| 4 要支援・要介護認定者の状況..... | 12 |
| 5 障害者の状況..... | 14 |
| 6 ひとり親世帯の状況..... | 14 |
| 7 生活困窮者の状況..... | 15 |
| 第3章 計画の基本理念と基本目標..... | 16 |
| 1 計画の基本理念..... | 16 |
| 2 計画の基本目標..... | 17 |
| 3 計画の体系..... | 19 |
| 第4章 地域福祉の展開..... | 20 |
| 基本目標1 安心して生活するための支援体制の整備..... | 20 |
| 取組の方向1 重層的・包括的な支援体制の構築..... | 20 |
| 取組の方向2 多様なニーズに対応したサービスの充実..... | 25 |
| 取組の方向3 サービスの質の向上と利用者の権利擁護..... | 28 |
| 基本目標2 支え合いの仕組みづくりの推進..... | 31 |
| 取組の方向1 地域の活動団体による取組の推進..... | 31 |
| 取組の方向2 地域における支え合いの体制づくり..... | 38 |
| 基本目標3 地域を支える人づくりの推進..... | 43 |
| 取組の方向1 一人ひとりによる日常的な支え合いの推進..... | 43 |
| 取組の方向2 地域福祉の担い手となる人材の育成..... | 49 |
| 第5章 成年後見制度利用促進基本計画..... | 51 |
| 1 成年後見制度について..... | 51 |
| 2 現状..... | 51 |
| 3 計画の取組..... | 53 |
| 第6章 計画の推進..... | 54 |
| 1 計画の推進体制..... | 54 |
| 2 協働による取組の推進..... | 54 |
| 資料..... | 55 |
| 周防大島町高齢者保健福祉推進会議設置規定..... | 55 |

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

わが国においては、人口減少、少子高齢化が急速に進行しており、同時に高齢者ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯も増加し続け、今後もこの傾向が続くことが見込まれます。

また、近年、人口減少や急激な少子高齢化、家族形態や社会構造の変化、個人のライフスタイルの多様化等を背景として、家庭や地域においてお互いが支え合う機能の低下や地域を支える担い手の確保が困難になっている状況があります。

また、社会的孤立等の関係性の貧困が社会的な課題となり、ダブルケアや8050問題、ヤングケアラー等の複合的な課題が顕在化し、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが、既存の制度や分野をまたがり複雑化、複合化しています。

その他、新型コロナウイルス感染症により、外出や地域での活動が制限され、社会的な孤立が高まるなど、住民の生活に大きな影響を及ぼしました。

このような中、複雑化、複合化する課題に対応するためには、地域住民が地域の課題を「我が事」として捉え、解決していく意識とともに、福祉分野だけに限らず様々な分野が連携した、町、地域住民、関係機関・団体等の協働による「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備が必要となっています。

本町においては、令和3年3月に見直しを行った「周防大島町地域福祉計画」に基づき、「共に支え合い 安心して暮らし 誰もが輝くまち 周防大島」を目指して地域福祉の推進に取り組んできました。

また、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年を見据え、支援を必要とする住民の生活を地域で支えるために、日常生活の場において、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の各サービスが切れ目なく有機的かつ一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいます。

こうした状況を踏まえ、地域の生活課題に対応するため、地域住民と関係機関・団体、事業者、行政の協働により地域の福祉を推進し、地域共生社会を実現するために本計画の見直しを行いました。

2 計画の性格と位置付け

(1) 地域共生社会の実現

住民の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、住民が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制を整備する必要があります。

「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

(平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

(2) 社会福祉法との関連

社会福祉の目的として、社会福祉法第1条に「地域福祉の推進」が明記されており、社会福祉法第4条で「地域福祉の推進」に努めなければならない主体として、地域住民、社会福祉を目的とする事業者及び社会福祉に関する活動(ボランティア等)を行う者の三者が位置付けられています。

また、「地域福祉の推進」のために、地域住民や事業者、ボランティア団体等が地域の生活課題を把握し、協働によりその解決を図ることとされています。

本計画は、社会福祉法第107条に規定されている市町村地域福祉計画として位置付け、周防大島町における地域福祉の推進について定めるものです。

社会福祉法(令和2年法律第 52 号による改正)抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第 6 条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- (3) 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 (略)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(3) 成年後見制度の利用促進に関する法律との関連

本計画は、成年後見制度の利用促進に関する法律の第23条第1項の規定に基づく市町村計画を包含して策定します。

成年後見制度の利用促進に関する法律

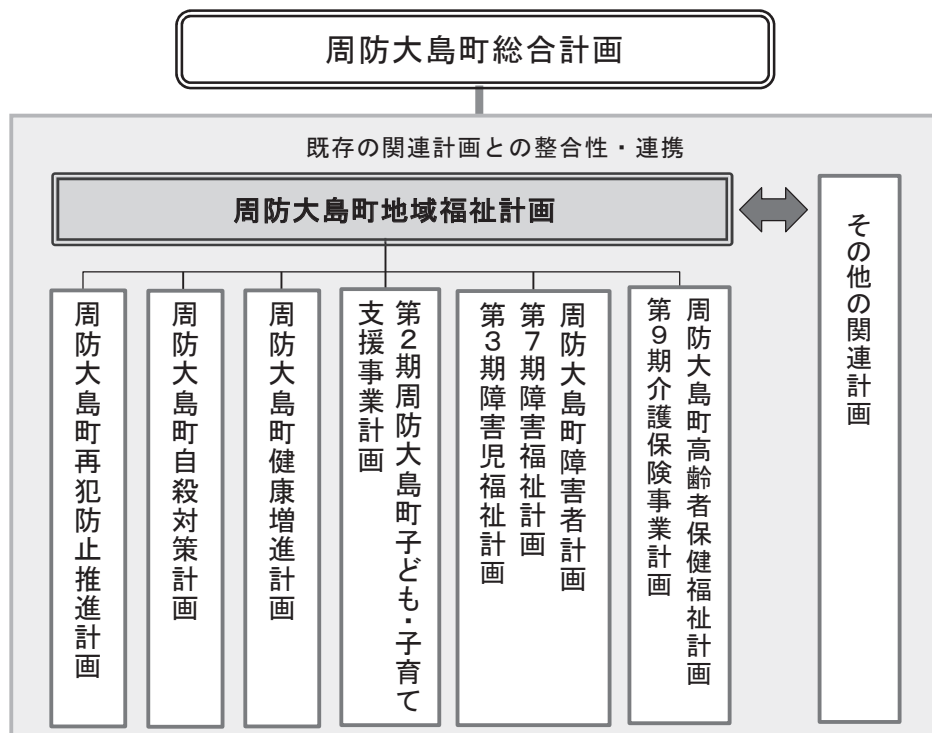
第23条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(4) 各種計画との整合

本計画は、上位計画である「周防大島町総合計画」やその他の関連計画と整合性を図り、策定しました。

また、福祉分野の共通する取組を記載し、「周防大島町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」、「周防大島町障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」、「第2期周防大島町子ども・子育て支援事業計画」、「周防大島町健康増進計画」、「周防大島町自殺対策計画」、「周防大島町再犯防止推進計画」の上位計画として位置付けます。

[計画の位置付け]



3 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年を計画期間とします。

なお、関連計画との整合性や社会状況の変化への対応のため、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 計画の策定方法

(1) アンケート調査の実施

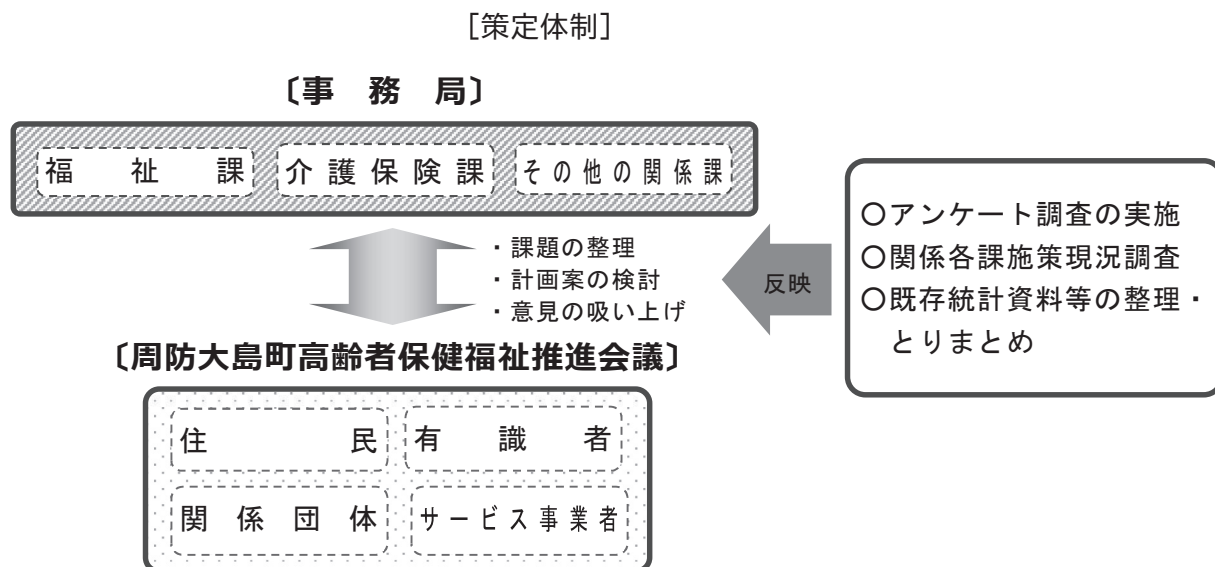
本計画には地域住民の意見を盛り込むことが必要であり、高齢者の高齢者福祉施策に関する要望、住民の地域福祉に関する意識等を把握することにより、本町の実態に即した計画策定の基礎資料とするため、次のとおり「高齢者の保健福祉に関するアンケート調査」、「地域福祉に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

[調査の概要(令和5年8～9月実施)]

| 区 分 | 高齢者の保健福祉に関するアンケート調査 | | 地域福祉に関するアンケート調査 |
|------|--------------------------|-------------------------|-----------------|
| | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | 在宅介護実態調査 | |
| 調査対象 | 65歳以上の要介護1～5の認定を受けていない住民 | 65歳以上の要支援・要介護認定を受けている住民 | 20～64歳の住民 |
| 調査方法 | 郵送調査法 | 郵送調査法 | 郵送調査法 |
| 調査数 | 1,500 | 500 | 1,000 |
| 回収数 | 956 | 222 | 403 |
| 回収率 | 63.7% | 44.4% | 40.3% |

(2) 計画の策定体制について

本計画の策定にあたり、住民、関係団体、有識者、サービス事業者からなる「周防大島町高齢者保健福祉推進会議」を設置し、町の福祉の課題や今後の方向性について協議しました。



第2章 周防大島町の現状

1 人口の状況

本町の総人口は、平成30年から令和5年の6年間で2,451人減少(14.9%減)しています。

また、本町の人口を年齢区分別にみると、0～39歳、40～64歳、65歳以上のいずれの人口も減少していますが、総人口に占める割合は、0～39歳は低下傾向、40～64歳は横ばいであるのに対し、65歳以上は上昇しており、令和5年は55.2%となっています。

高齢化率は全国、山口県を大きく上回る値で推移しています。

令和5年の人口では、団塊の世代は70歳以上となっており、人口ピラミッドをみると、男女ともに70～79歳の人口が多くなっています。

令和7(2025)年には、高齢化率は56.2%、後期高齢化率は37.1%、令和22(2040)年には、高齢化率は61.2%、後期高齢化率は40.1%となると見込まれ、介護が必要な高齢者、認知症高齢者など支援が必要な高齢者を支える人材の確保が大きな課題となります。

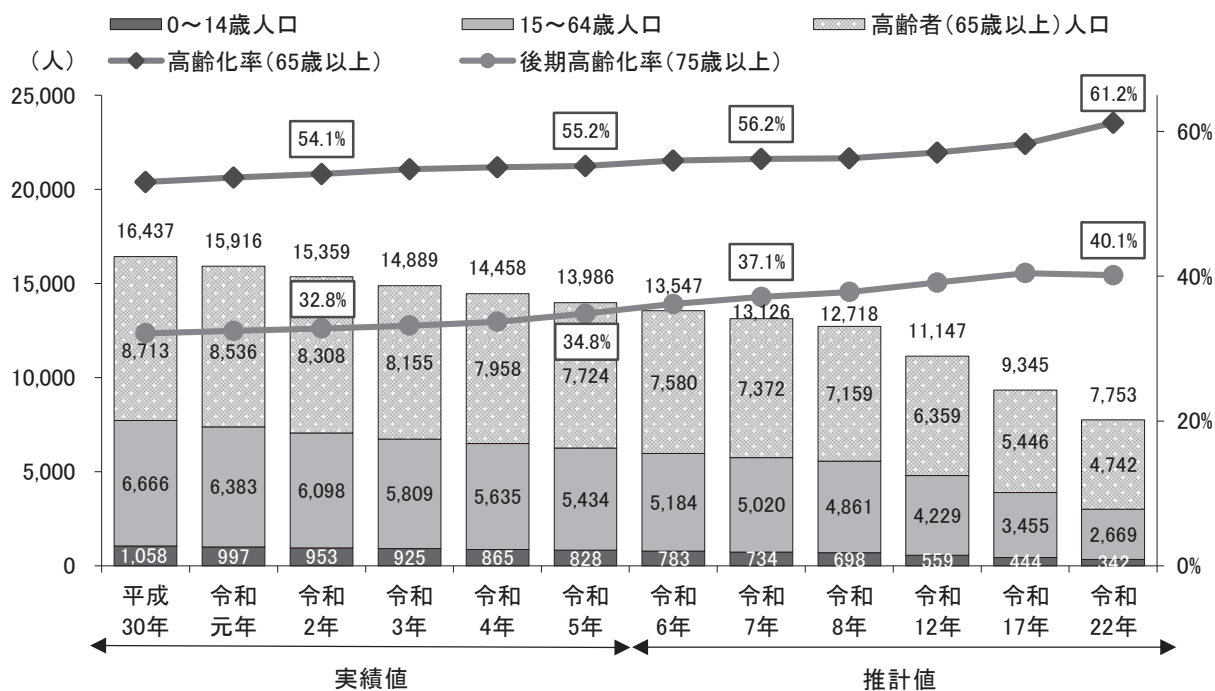
[人口の推移]

(単位:人)

| 区 分 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 増減率 (R5/H30) |
|--------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------------------|
| 総人口 | 16,437 | 15,916 | 15,359 | 14,889 | 14,458 | 13,986 | ▲2,451 ▲14.9% |
| 0～39歳 | 3,444 21.0% | 3,233 20.3% | 3,041 19.8% | 2,860 19.2% | 2,733 18.9% | 2,585 18.5% | ▲859 ▲24.9% |
| 40～64歳 | 4,280 26.0% | 4,147 26.1% | 4,010 26.1% | 3,874 26.0% | 3,767 26.1% | 3,677 26.3% | ▲603 ▲14.1% |
| 65歳以上 | 8,713 53.0% | 8,536 53.6% | 8,308 54.1% | 8,155 54.8% | 7,958 55.0% | 7,724 55.2% | ▲989 ▲11.4% |
| 65～74歳 | 3,439 20.9% | 3,374 21.2% | 3,276 21.3% | 3,219 21.6% | 3,087 21.4% | 2,856 20.4% | ▲583 ▲17.0% |
| 75歳以上 | 5,274 32.1% | 5,162 32.4% | 5,032 32.8% | 4,936 33.2% | 4,871 33.7% | 4,868 34.8% | ▲406 ▲7.7% |

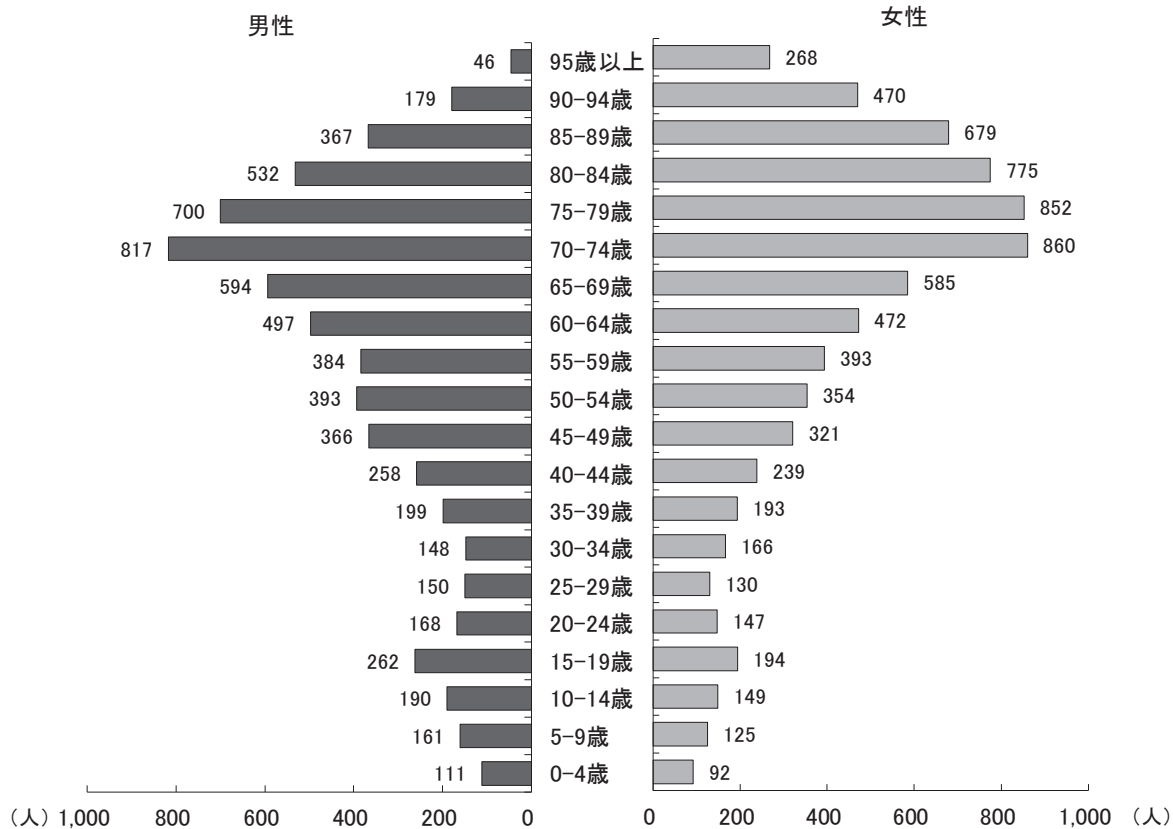
※上段(人数)・下段(総人口に占める割合)
資料:住民基本台帳人口(各年9月末現在)

[年齢3区分人口・高齢化率の推移と推計]



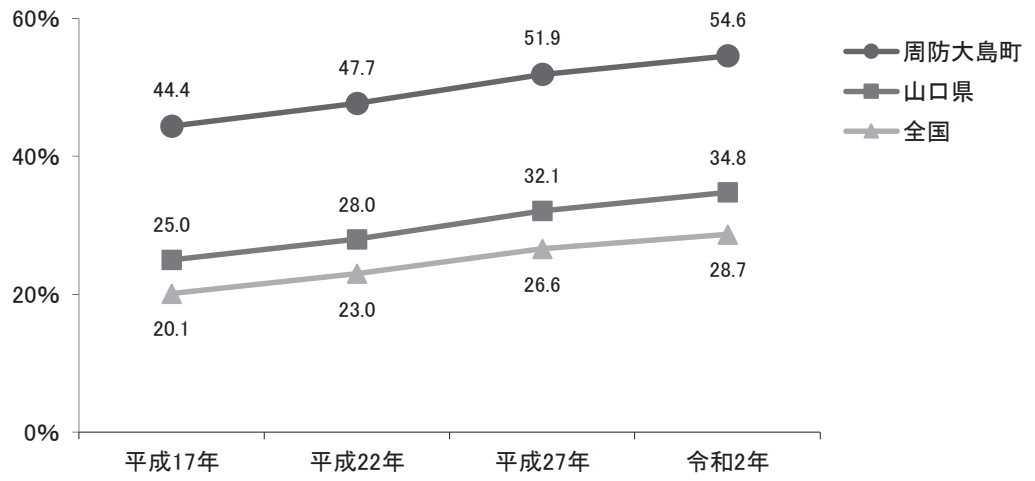
資料：平成30年～令和5年住民基本台帳人口(各年9月末現在)
令和6年～住民基本台帳人口を基にコーホート要因法により推計した値

[人口ピラミッド(令和5年)]



資料：住民基本台帳人口(9月末現在)

[高齢化率の全国・山口県との比較]



資料:国勢調査

2 世帯の状況

令和2年の国勢調査による本町の一般世帯数は7,155世帯、1世帯当たりの人員は1.91人であり、ともに減少傾向にあります。

家族類型別にみると、単独世帯の割合が上昇しています。

また、6歳未満、18歳未満の子どもがいる世帯の割合は低下しており、高齢者のいる世帯の割合は上昇しています。令和2年の高齢者一般世帯割合は71.6%と7割を超えており、特に高齢者単独世帯は30.0%となっています。

[一般世帯数・世帯人員の推移]

| 区 分 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 一般世帯数(世帯) | 8,757 | 7,993 | 7,155 |
| 一般世帯人員(人) | 17,909 | 15,810 | 13,649 |
| 1世帯当人員(人) | 2.05 | 1.98 | 1.91 |

※一般世帯数には家族類型不詳を含む
資料：国勢調査

[家族類型別一般世帯数の推移]

(単位：世帯)

| 区 分 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 |
|------------|-------|-------|-------|
| 核家族世帯 | 4,841 | 4,335 | 3,773 |
| | 55.3% | 54.3% | 52.7% |
| その他の親族世帯 | 684 | 519 | 400 |
| | 7.8% | 6.5% | 5.6% |
| 非親族世帯 | 28 | 32 | 23 |
| | 0.3% | 0.4% | 0.3% |
| 単独世帯 | 3,203 | 3,102 | 2,959 |
| | 36.6% | 38.8% | 41.4% |
| 6歳未満のいる世帯 | 340 | 282 | 206 |
| | 3.9% | 3.5% | 2.9% |
| 18歳未満のいる世帯 | 989 | 809 | 636 |
| | 11.3% | 10.1% | 8.9% |
| 高齢者のいる世帯 | 5,657 | 5,931 | 5,126 |
| | 70.8% | 67.7% | 71.6% |
| 高年齢者単独世帯 | 2,331 | 2,277 | 2,147 |
| | 26.6% | 28.5% | 30.0% |
| 高年齢者夫婦世帯 | 1,997 | 1,929 | 1,679 |
| | 22.8% | 24.1% | 23.5% |

※上段(世帯)・下段(一般世帯に占める割合)
資料：国勢調査

- *一般世帯：住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
 高齢者のいる世帯：平成17年は65歳以上の親族がいる世帯、平成22年以降は65歳以上世帯員がいる世帯
 高年齢者単独世帯：65歳以上の人一人のみの世帯
 高年齢者夫婦世帯：夫又は妻のいずれかが65歳以上の夫婦一組のみの一般世帯

3 地理的状況

平成16年10月1日に大島郡の久賀町、大島町、東和町、橘町の4町が合併して、周防大島町が誕生しました。

山口県東南部に位置し、島と本土とは大島瀬戸を渡る大島大橋によって連結しています。瀬戸内海に浮かぶ島では3番目の面積（138.10平方キロメートル）を有していますが、人口に対して面積が広く、人口密度は県内でも低くなっています。

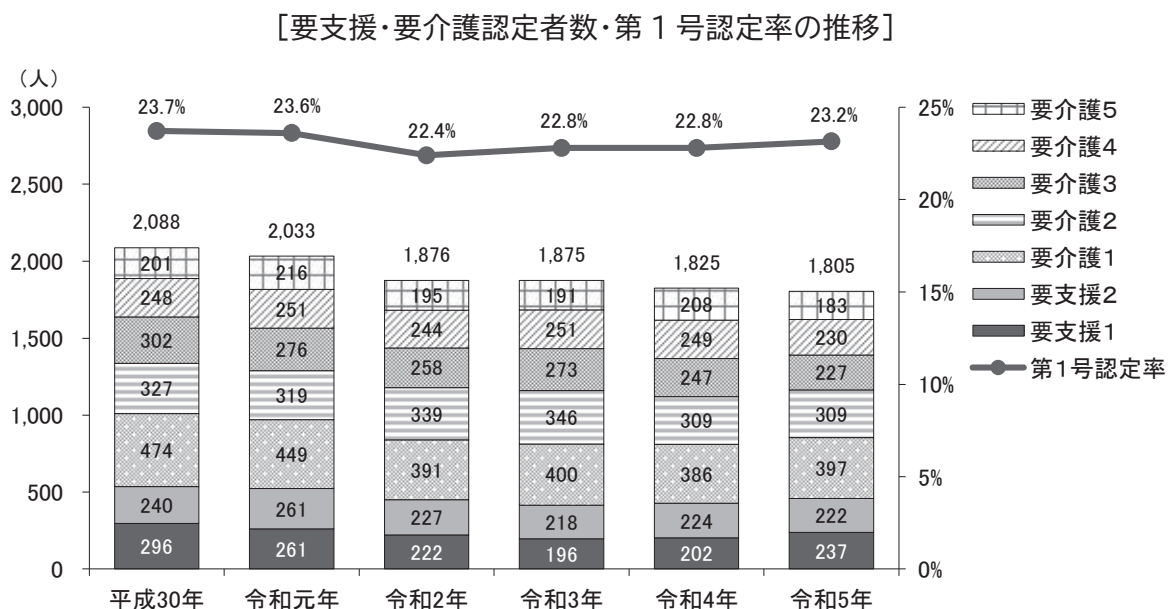
また、集落が点在し、役場や役場支所、病院、商店等がある地域から離れた地区も多く、医療機関の受診や福祉サービスの利用、買い物等、生活上の様々な活動が困難な状況があります。

4 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数は減少傾向にありましたが、令和2年から令和3年にかけて横ばい、令和4年以降再度減少傾向となっています。

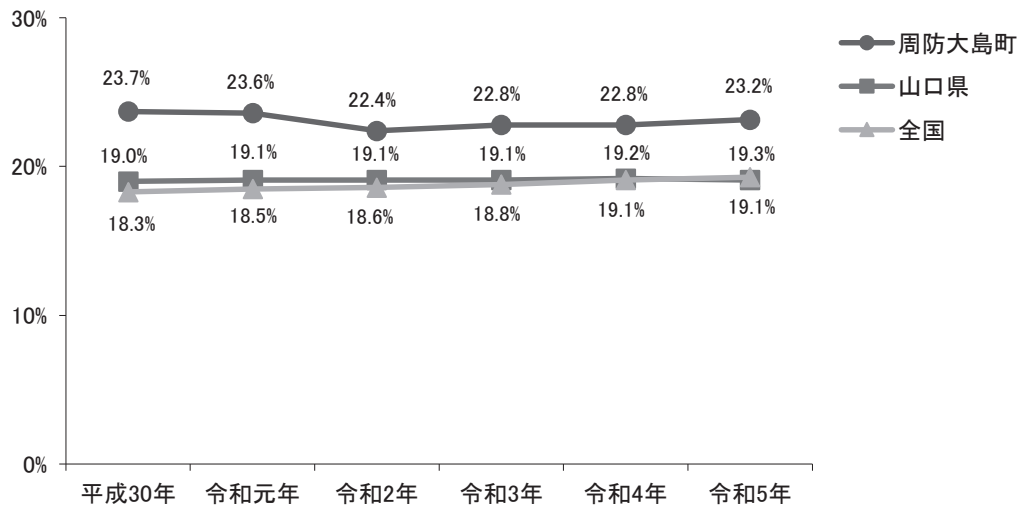
また、令和5年の第1号被保険者の認定率は前年よりも上昇しています。

全国、山口県と比較すると、認定率はやや高く、要支援・要介護度別の認定者割合は要介護5の割合がやや高くなっています。



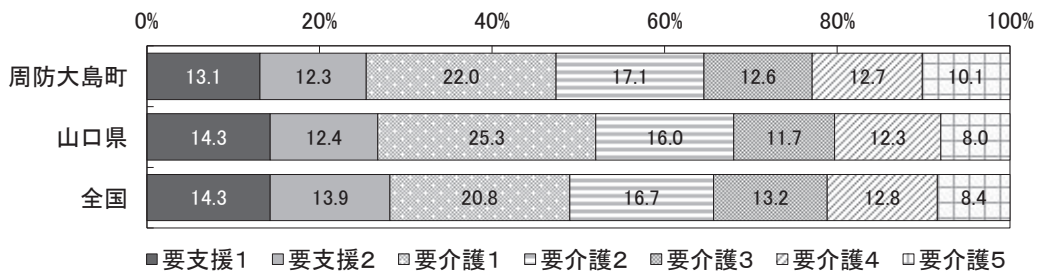
資料：介護保険事業報告（各年9月末時点）

[認定率の全国・山口県との比較]



資料:介護保険事業報告(各年9月末時点)

[要支援・要介護度別認定者割合の全国・山口県との比較]



資料:介護保険事業報告(令和5年9月末)

* 小数点以下第2位を四捨五入しているため、全項目の合計が100.0%とならない場合があります。

5 障害者の状況

令和5年4月1日現在の本町における障害者などの手帳交付数は、身体障害者手帳が911人（6.45%）、療育手帳（知的障害者）が160人（1.13%）、精神障害者保健福祉手帳が168人（1.19%）であり、令和2年と比較するといずれも減少しています。

[障害者手帳交付状況の推移]

（単位：人）

| 区 分 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口 | 15,565 | 15,038 | 14,656 | 14,120 |
| 身体障害者手帳交付数 | 1,018 | 993 | 960 | 911 |
| | 6.5% | 6.60% | 6.55% | 6.45% |
| 療育手帳交付数 | 165 | 163 | 159 | 160 |
| | 1.1% | 1.08% | 1.08% | 1.13% |
| 精神障害者保健福祉手帳 交付数 | 173 | 173 | 167 | 168 |
| | 1.1% | 1.15% | 1.14% | 1.19% |

※上段(人数)・下段(総人口に占める割合)

資料：福祉課(各年4月1日現在)

6 ひとり親世帯の状況

国勢調査による令和2年のひとり親世帯数は73世帯であり、平成27年より減少しています。

[ひとり親世帯数の推移]

（単位：世帯）

| 区 分 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 |
|------|-------|-------|-------|-------|------|
| 母子世帯 | 55 | 76 | 87 | 90 | 66 |
| 父子世帯 | 15 | 12 | 8 | 4 | 7 |
| 総 数 | 70 | 88 | 95 | 94 | 73 |

資料：国勢調査

7 生活困窮者の状況

生活保護世帯は令和5年3月31日現在、122世帯であり、近年横ばいの状況です。

[生活保護世帯の推移]

| 区 分 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|---------|------|------|------|------|
| 世帯数(世帯) | 128 | 121 | 118 | 122 |
| 人数(人) | 144 | 136 | 132 | 134 |

資料:福祉課(各年3月31日現在)

生活困窮者自立支援制度における新規相談受付件数は、令和4年度は18件であり、令和3年度より減少しています。

[新規相談受付件数]

| 区 分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 受付件数(件) | 77 | 53 | 18 |

資料:福祉課

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

地域福祉とは、住民が、住み慣れた家庭や地域において、安心して、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、住民自身、町、社会福祉の関係者、地域の機関・団体などが地域に根差して助け合い、地域社会の福祉生活課題の解決に取り組む考え方です。

具体的には、支援を必要としている人やその家族が、地域社会の中で自立した生活を送ることができるよう、公的サービスのみならず、地域住民のふれあい交流活動や見守り活動、助け合い活動、健康づくりの活動といった支援、支え合いを行うとともに、助け合う関係や仕組みを築くことです。

また、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制が重要です。

本計画においては、地域福祉の考え方を踏まえ、地域において、住民同士がお互いに尊重し、思いやり、認め合う関係をつくるとともに、誰もが役割を持ち、住民、地域の関係機関・団体等が連携し、支え合っていくことができる地域共生社会の実現を目指します。

このような考え方から、本計画の基本理念は、これまでの基本理念を踏襲し、「共に支え合い 安心して暮らし 誰もが輝くまち 周防大島」とします。

さらに、地域福祉の推進を地域の活性化につなげ、「住み続けたい」、「子どもに住んでほしい」と思う“周防大島”を目指します。

基本理念

共に支え合い 安心して暮らし

誰もが輝くまち 周防大島

2 計画の基本目標

地域福祉を推進するためには、町をはじめとする行政が、介護、障害者支援、子育てなど各分野で制度的なサービス提供や支援等を確実に推進するとともに、「人」と「資源」の力を結び合わせ、分野別の制度をつなぎ、あるいは、その狭間を解決していくことが必要です。

地域住民自らが、地域の問題を「我が事」として捉え、その解決に向けて取り組むとともに、地域住民やボランティアなどの参加・参画による活動と制度化されたサービスとの効果的な連携が必要です。

そのため、本計画は下記の3つを基本目標に掲げます。

| | |
|--------------|---------------------------|
| 基本目標1 | 安心して生活するための支援体制の整備 |
|--------------|---------------------------|

近年、社会的な孤立や制度の狭間など、サービスにつながらない課題や高齢、障害、子育て、生活困窮等の複合的な課題など、地域の生活課題は複雑化、複合化しているケースがあります。

そのような課題に対応するため、庁内の関係部署が連携を図るとともに、地域の様々な社会資源も含め、包括的な支援体制を整備することが必要です。

「周防大島町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」、「周防大島町障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」、「第2期周防大島町子ども・子育て支援事業計画」などの関係計画に基づき、福祉サービスの充実を図ります。

また、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制を整備します。

さらに、多様化する生活支援ニーズに対応するため、民間やNPO、住民活動団体などの多様な主体が参画する生活支援サービスの提供を促進するとともに、福祉サービスの質の向上や利用者の権利擁護を推進することで安心してサービスが受けられる環境を整備します。

基本目標2

支え合いの仕組みづくりの推進

子どもや高齢者、障害のある人など、すべての住民が地域において自分らしく、生きがいを持って生活が送れるよう、地域住民（自治会などの地縁組織も含む）、社会福祉を事業とする人（サービス提供事業者）及び社会福祉に関する活動を行う人（町、社会福祉協議会、NPO、ボランティア等）が相互に連携し、支え合う仕組みを築いていくことが必要です。

何らかの支援を必要とする住民が、地域で孤立することなく、必要な福祉サービスを受けることができるよう、地域住民、地域の活動団体、民生委員児童委員、事業者、社会福祉協議会、地域の保健・医療・福祉機関等、町が連携を図り、重層的、包括的な支援体制を構築します。

基本目標3

地域を支える人づくりの推進

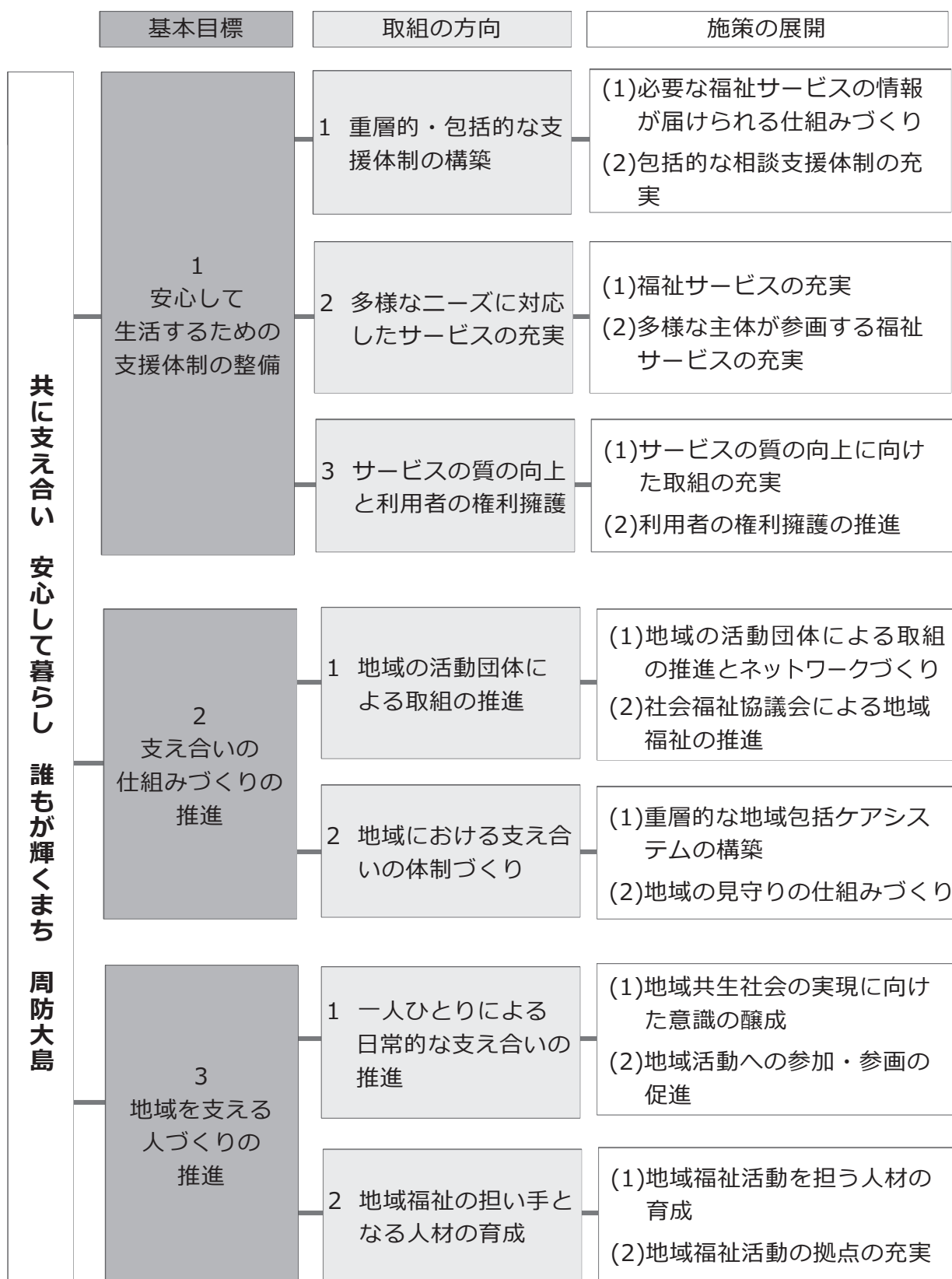
地域福祉活動を推進していくためには、住民一人ひとりが、家族や地域の人を思いやり、尊重する気持ちや地域への愛着を大切にする意識、自分自身が地域の一員として主体的に地域の生活課題の解決に取り組むことが重要です。

また、急速な高齢化が進行する中、高齢者自身が地域福祉の担い手となるとともに、未来の周防大島町を創る若い世代が活躍することが重要です。

子どもから高齢者まで、すべての世代がお互いを思いやり、助け合う関係を育むため、住民同士の交流の場・機会づくりを推進します。

また、住民一人ひとりの地域福祉への理解を深め、地域福祉の活動への参加を促進するための啓発、学習機会の充実を図ります。

3 計画の体系



第4章 地域福祉の展開

基本目標1

安心して生活するための支援体制の整備

取組の方向1

重層的・包括的な支援体制の構築

【現状と課題】

町や関係機関では、町広報紙やホームページ、防災行政無線、ケーブルテレビ、各種リーフレットなど多種多様な媒体による情報提供に努めています。

また、主な相談窓口として、地域包括支援センターをはじめ、町各課窓口、子ども家庭総合支援拠点、民生委員児童委員、社会福祉協議会、人権擁護委員、各種相談事業等があり、様々な相談に対応しています。

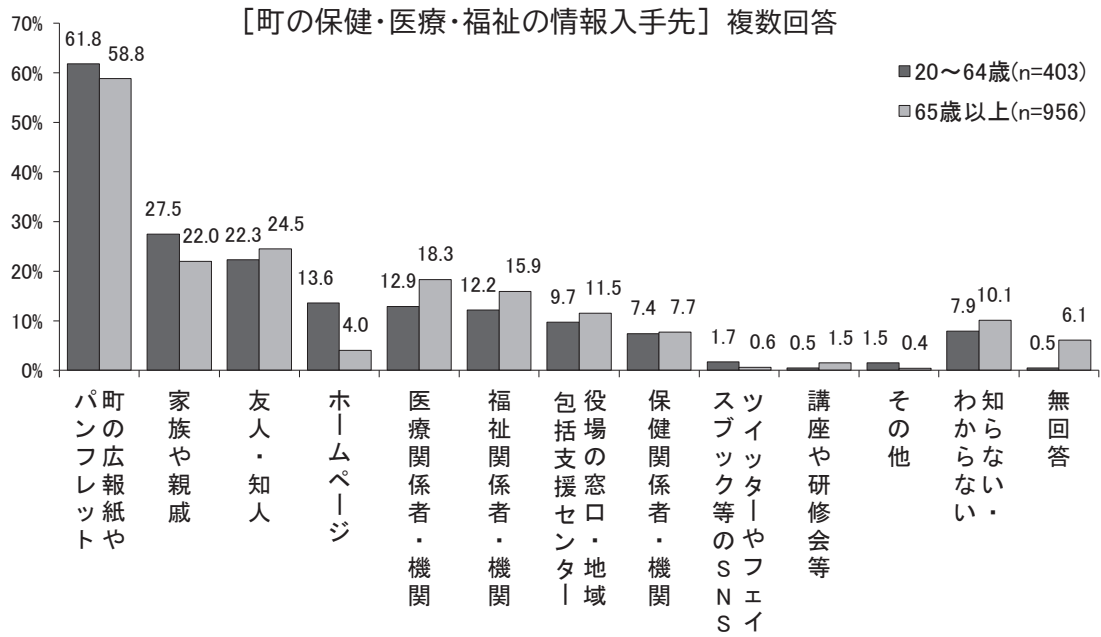
しかし、アンケート調査によると、依然として住民の中には保健・医療・福祉の情報の入手方法を知らない・わからないなどの声が聞かれ、保健・医療・福祉に関する情報が「入手できると感じている」人の割合は低く、令和2年度調査から大きな変化はありません。

さらに、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化する中で、相談支援における対応においても複合的な課題があるケースがあります。

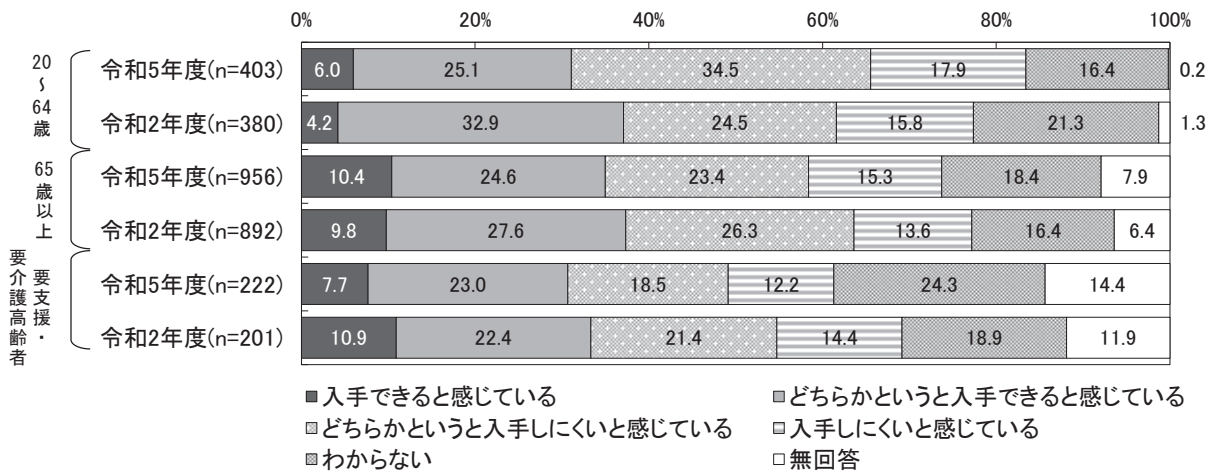
支援を必要とする人が適切にサービスを利用することができるよう、情報提供の充実を図るとともに、支援が必要な人の課題を的確に把握し、必要な支援につなぐため、総合的な相談体制づくりが必要です。

また、社会や人との関わりが困難な人等を、訪問等を通じて継続して見守り、支援につなげるための体制づくりとともに、複合的な課題に対応するため、関係機関・団体等の連携体制の強化を図るとともに、支援関係者全体を調整する機能の充実を図る必要があります。

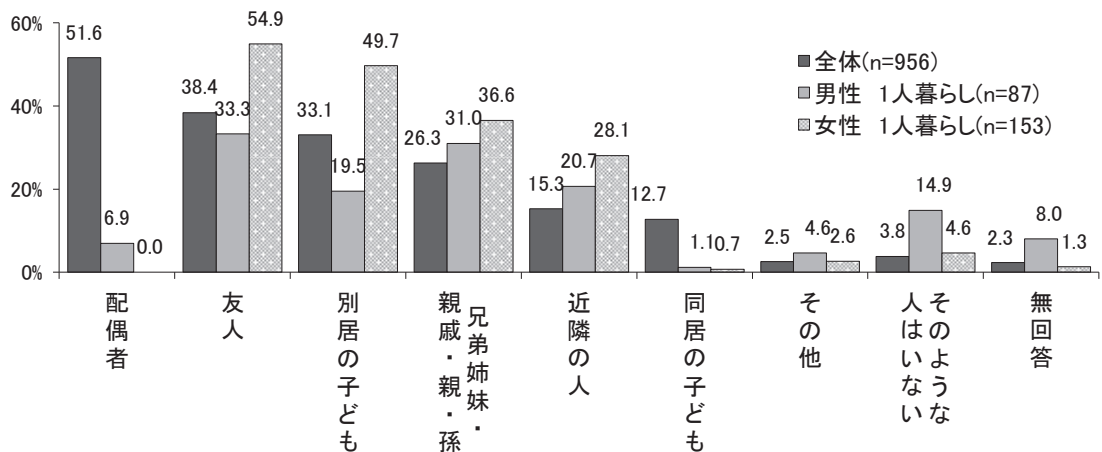
* 本文及び図中に示した調査結果の数値は百分比(%)で示してあり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、全項目の回答比率の合計が100.0%とならない場合があります。



[保健・医療・福祉に関する情報の入手状況/前回調査との比較]



[心配事や愚痴を聞いてくれる人(65歳以上)] 複数回答



住民の声

- アンケート調査で町にもいろんな事業があることが理解できました。
- いざという時の為、もう少し啓発の幅を広げてほしいと思いました。
- 地域の高齢の方に相談をされることがありますが、住民の1人としてどこまで対応したらよいかと考えることがあり、そういう時に相談できる所があるといいと思います。

(令和5年地域福祉に関するアンケート結果より)

【取組の内容】

施策の展開1 必要な福祉サービスの情報が届けられる仕組みづくり

支援を必要とする人に必要な情報が伝わるよう、多様な手段・方法を効果的に活用して提供していくとともに、地域の関係機関・団体などと連携を図った情報提供体制の整備を推進します。

また、障害のある人等のそれぞれの視点に立ち、情報バリアフリー化を進めます。

| | | |
|---|-------------------------|--|
| ① | 情報の共有化に向けた取組の推進 | 地域の中で情報を共有できるよう、住民や地域の関係機関・団体、町、社会福祉協議会などが連携を図ります。 高齢者福祉の推進においては、地域ケア会議において、地域のネットワークの構築により、地域の情報や課題を共有します。 |
| ② | 多様な手段による情報提供の推進 | 町広報紙、防災行政無線をはじめ社協だより、各種パンフレットなどの多様な手段を効果的に活用し、サービス対象者の状況に応じたわかりやすい情報提供に努めます。 また、町が取り組む各種事業を通じた情報提供の充実を図ります。 |
| ③ | 保健・医療・福祉に関する総合的な情報提供の推進 | 庁内の保健・医療・福祉の関係部署の連携強化を図り、これら各分野の情報について一元的に、また幅広く提供できるように取り組みます。 |

| | | |
|---|-----------------------|---|
| ④ | 情報バリアフリー化の推進 | <p>高齢者や障害のある人など、情報をうまく得られない人に対し、適切な情報入手が可能となるよう、情報提供のバリアフリー化を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 音声・点字による情報提供 ➤ 手話通訳者・要約筆記者の派遣 など |
| ⑤ | 民生委員児童委員活動の推進 | <p>民生委員児童委員の役割や活動内容について、住民に広く周知を図るとともに、福祉に関する知識や新しい法制度などに関する情報を適切に提供できるよう、民生委員児童委員に対する研修の充実を図ります。</p> |
| ⑥ | インターネットなどを活用した情報提供の推進 | <p>必要とする情報を住民がいつでも入手できるよう、インターネットなど情報通信技術を活用した情報提供を推進します。</p> |

施策の展開 2 包括的な相談支援体制の充実

地域包括支援センターが地域包括ケアシステムの中核となり総合相談窓口としての役割を果たしていくとともに、子ども家庭総合支援拠点、障害者の相談拠点と連携を図り、協働による包括的な相談支援体制を整備します。

また、町・社会福祉協議会が行う福祉サービスの相談窓口の充実、住民が身近な地域で気軽に相談できる機会の充実を図ります。

さらに、庁内の関係部署や地域の関係機関・団体などが連携強化を図り、包括的な相談支援体制の構築に向けた取組を推進します。

| | | |
|---|--------------------|--|
| ① | 包括的な相談支援体制の充実 | <p>地域包括支援センター、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、町各課窓口、子ども家庭総合支援拠点、障害者の相談拠点などの相談窓口が連携を図り、本人、世帯の属性に関わらず受け止め、複合的な課題などに包括的に対応する相談支援体制を整備します。</p> |
| ② | 必要な支援を行うための連携体制の構築 | <p>介護、障害、子育て、生活困窮、虐待、ヤングケアラ一等の生活課題等について、関係機関や団体等との連携を強化し、実態把握、情報提供、相談対応や必要な支援につなぐなど、相談支援体制の充実を図ります。</p> |
| ③ | アウトリーチ等を通じた継続支援の推進 | <p>社会や人との関わりが困難な人など、必要な支援が届いていない人を、訪問等を通じて継続して見守り、支援につなげるための体制づくりを推進します。</p> |

| | | |
|---|-------------------|---|
| ④ | 多機関協働事業の推進 | 複合的な課題に対応するため、関係機関・団体等との連携の円滑化を図るとともに、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めるなど、対応の調整を行う体制づくりを推進します。 |
| ⑤ | 相談窓口の積極的な情報提供 | どこで（場所）どのような（内容）相談を行っているのか、町広報紙への掲載、町の実施する各種事業やサロン、地域行事において周知を図るなど、情報提供の充実を図ります。 |
| ⑥ | 地域包括支援センターの周知 | 町広報紙への掲載、地域包括支援センターの各種事業やサロン、地域行事での情報提供、老人クラブや民生委員児童委員等関係団体への情報提供を行う等、総合相談窓口である地域包括支援センターの周知を徹底します。 |
| ⑦ | 相談に対応する職員等の資質の向上 | 役場窓口や社会福祉協議会、地域包括支援センター、子育て支援センター、子ども家庭総合支援拠点などの職員研修を行い、資質の向上を図るとともに、連携を強化し、相談・支援体制の充実を図ります。 |
| ⑧ | 在宅のままで相談できる体制の整備 | 相談場所まで出向くことが困難な住民などが、在宅のままで各種相談ができるよう、電話・ファックス・電子メールなどを利用した在宅相談を実施します。また、必要に応じて訪問による相談を行います。 |
| ⑨ | 民生委員児童委員活動の推進（再掲） | 民生委員児童委員の役割や活動内容について、住民に広く周知を図るとともに、福祉に関する知識や新しい法制度などに関する情報を適切に提供できるよう、民生委員児童委員に対する研修の充実を図ります。 |

取組の方向 2 多様なニーズに対応したサービスの充実

【現状と課題】

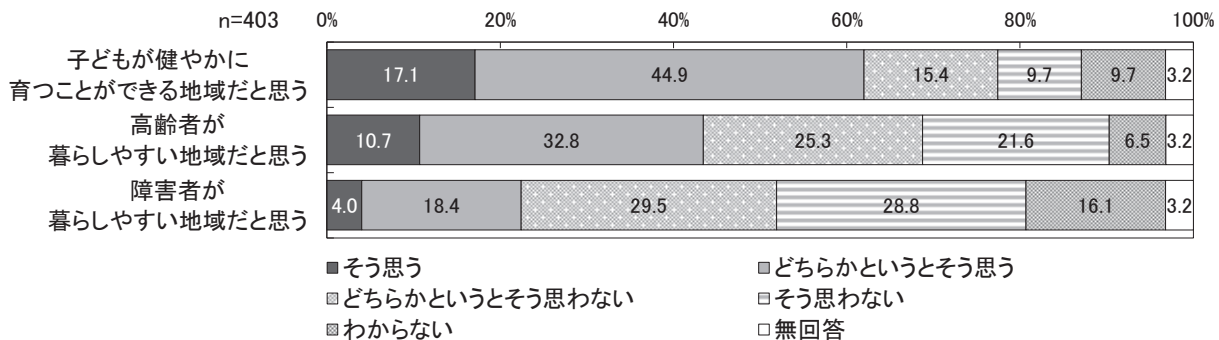
アンケート調査によると、住んでいる地域が、「子どもが健やかに育つことができる地域だと思う」人の割合は62.0%、「高齢者が暮らしやすい地域だと思う」人の割合は43.5%、「障害者が暮らしやすい地域だと思う」人の割合は22.4%となっており、子どもが健やかに育つ地域として評価している割合は6割を超えていますが、高齢者や障害者が暮らしやすい地域として十分に満足が得られている状況ではありません。

本町においては、「周防大島町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」、「周防大島町障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」、「第2期周防大島町子ども・子育て支援事業計画」等のそれぞれの計画に基づき、福祉サービスの充実を図ってきました。

しかし、既存の制度やサービスだけでは複雑化・複合化する住民の福祉ニーズのすべてにきめ細かに対応していくことは困難となっています。

今後も、福祉ニーズに的確、柔軟に対応していくため、町による福祉サービスの充実を図るとともに、民間のサービス提供事業者やNPO、ボランティアなど多様な提供主体が連携して対応できる環境づくりが必要です。

[住んでいる地域に対する考え]



【取組の内容】

施策の展開1 福祉サービスの充実

地域住民が家庭や地域で安心して生活できるよう、個別計画に基づき、計画的に子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉等、各種福祉サービスの充実に向けて取り組みます。

また、生活困窮者等への自立支援に向けた取組を推進します。

さらに、横断的に取り組むべき課題について、庁内の関係部署が連携を図り、適切な対応を行う体制を整備します。

| | | |
|---|--------------------|--|
| ① | 個別計画の目標達成に向けた取組の推進 | 高齢者や障害のある人、子どもなどが住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活を送ることができるように支援するための方策を定めた個別計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画など）の各計画の目標達成に向けて施策を推進することで、各種保健福祉サービスの充実を図ります。 |
| ② | 生活困窮者自立支援制度の推進 | 生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにすることを目的として、生活困窮者に対して包括的な支援を行います。 現在、居住確保支援、就労に向けた支援を行っていますが、更なる充実を図ります。 |
| ③ | 横断的に取り組む体制の整備 | 高齢者、障害者、子育て世帯の生活困窮や虐待、地域からの孤立等、各分野が横断的に取り組むべき課題について、庁内の関係部署が連携を図って対応する体制づくりを推進します。 |

施策の展開2 多様な主体が参画する福祉サービスの充実

多様化する福祉ニーズに対応していくため、公的な福祉サービスの充実とともに、社会福祉協議会、地域の団体等、多様な主体によるサービスの促進を図り、連携した提供体制を整備します。

| | | |
|---|---------------------------|---|
| ① | 多様な主体が参画する生活支援サービスの充実 | 行政、社会福祉協議会、老人クラブ、婦人会、介護支援専門員連絡協議会等、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進する協議体の機能強化を図り、地域における生活支援サービスの提供体制を整備します。 |
| ② | 地域の多様な主体が提供するサービスの情報収集と提供 | 地域の多様な主体が提供するサービスの情報を収集し、住民や関係機関・団体等へ提供します。 |

取組の方向3 サービスの質の向上と利用者の権利擁護

【現状と課題】

介護保険制度や障害者総合支援法によるサービスなど、利用者の主体的な選択・契約によるサービス提供体制は、利用者とサービス提供事業者が対等な関係であることが前提ですが、現実には利用者が弱い立場に置かれる場合も少なくなく、苦情を言いにくいという状況があります。

在宅で介護を受けている要支援・要介護認定を受けている高齢者へのアンケート調査では、介護保険サービスの質に満足している人が約7割となっていますが、3.1%の人が不満と感じています。

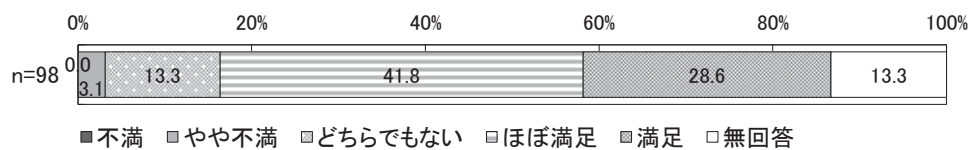
また、サービスを利用する住民が事業者を選択するためには、適切かつ十分な情報がなければ的確に判断することができません。

山口県では、「福祉サービス第三者評価事業推進委員会」を設置し、特別養護老人ホーム、障害者支援施設、障害者生活訓練施設、保育所等の社会福祉施設等に福祉サービスの第三者評価事業を進めています。

本町ではこれまで、困難事例については、地域包括支援センターや各関係部署において解決を図ってきました。

地域で自立した生活を送るため、自らの意思で福祉サービスを選択し、利用できるよう、情報提供、サービスの利用支援や苦情解決、第三者評価など、利用者を支援する仕組みを充実させる必要があります。

[利用しているサービスの質の満足度(在宅介護実態調査)]



【取組の内容】

施策の展開1 サービスの質の向上に向けた取組の充実

地域住民が安心して、自分のニーズに応じた適切な福祉サービスを利用することができるよう、利用者からの苦情に的確に対応していくとともに、各種福祉サービスの充実を図り、事業者に対する第三者評価事業導入のための働きかけや利用者の権利を擁護するなど福祉サービスの質の向上に取り組みます。

| | | |
|---|---------------|---|
| ① | 専門職向け研修会等の充実 | 福祉サービスの質の向上のためには、サービスに携わる専門職それぞれが、自らの知識と技術を磨き、専門性を向上させることが重要です。様々な福祉サービスに関わる専門職を対象にした研修などの充実等、専門性の向上や提供するサービスの質の向上を図ります。 |
| ② | 苦情解決に向けた取組の充実 | 住民が安心して福祉サービスを利用できるよう、町の相談窓口や地域包括支援センターにおける相談、苦情受付の対応の強化に努めます。 また、民生委員児童委員等の協力のもと、利用者の身近な立場で、潜在化している苦情の把握に努め、関係機関との連携により、迅速な解決へと結びつけていきます。 |
| ③ | 第三者評価事業の導入促進 | 事業者自らが、提供する福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者が自分に合ったサービスを適切に選択するための情報を十分に得られるよう、山口県と連携し、第三者評価事業の正しい理解に向けた啓発や評価結果を広く住民に提供する体制づくりに取り組みます。 また、サービス提供事業者に対し、必要に応じて施設やサービス内容に関する情報の提供を求めるとともに、施設への訪問を行うなど連携を密にし、適切な運営指導を行います。 |
| ④ | 感染症対策の推進 | 新型コロナウイルス等の感染症に関する備えや対策について、サービス提供事業所や地域の活動団体等を対象に研修などを通じて周知啓発を図るとともに、関係機関等と連携を図り、サービス提供の継続についての体制を整備します。 |

施策の展開2 利用者の権利擁護の推進

認知症高齢者や知的・精神障害など判断能力に不安のある人が、適切に福祉サービス等を利用し、住み慣れた家庭や地域で自立した生活が継続できるよう、「福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）」、「成年後見制度」を実施するとともに、町広報紙、ホームページ、社協だより、相談や訪問等を通じて制度の普及啓発を図ります。

また、地域包括支援センター、役場福祉課を中心として、保健・医療・福祉をはじめ警察等関係機関による連携強化を図り、虐待防止のための取組を推進します。

| | | |
|---|---------------------------|--|
| ① | 地域福祉権利擁護事業の普及啓発 | 権利擁護に関する制度の認知度はまだ低い状況にあることから、住民への普及啓発を図ります。 |
| ② | 成年後見制度の利用支援 | 「周防大島町成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の住民への周知を図るとともに、本人に判断能力がなく、親族がない場合の家庭裁判所への後見人の市町村申立て代行など、利用支援を行います。 |
| ③ | 認知症等の人の意思決定支援 | 認知症等により判断能力が不十分な人本人が意思を実現することができるよう、意思決定支援を行います。 |
| ④ | 高齢者や障害者、児童への虐待防止のための取組の推進 | <p>高齢者や障害者、児童への虐待防止のネットワークづくりを推進します。</p> <p>また、虐待をより早く的確に発見し、人権擁護委員等関係機関の連携による適切な支援が展開できるよう、保健・医療・福祉等関係者の知識の向上とともに、地域住民の虐待防止に関する関心や意識を高めていくための普及啓発を図ります。</p> |

基本目標 2

支え合いの仕組みづくりの推進

取組の方向 1

地域の活動団体による取組の推進

【現状と課題】

地域においては、よりよい地域を目指し、様々な団体が地域づくりや健康づくり、生活支援や見守り等の活動を行っています。

アンケート調査によると、地域の支え合いの活動やボランティア活動に「現在参加している」人の割合は20～64歳の人で18.1%であり、令和2年度調査から大きな変化はありません。

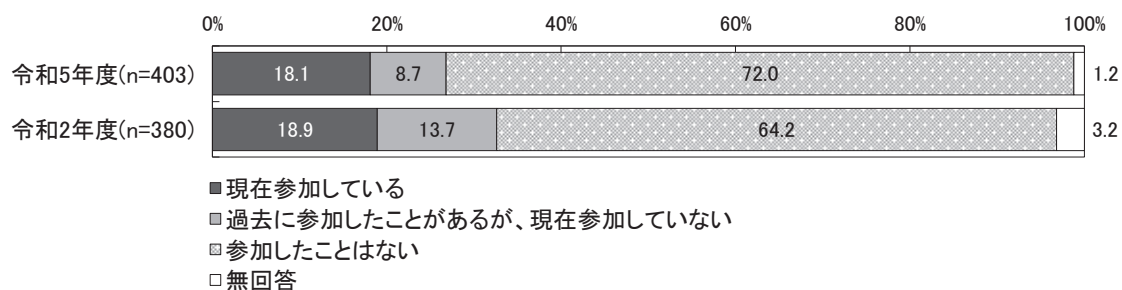
また、参加している活動は、美化や清掃に関する活動などの割合が高くなっており、活動への参加意向は、「時間があれば参加したい」という割合を合わせると5割を超えています。

さらに、災害時などの緊急時に高齢者等の安否確認や避難の介助に協力できる人の割合は、年齢があがるほど高くなっています。

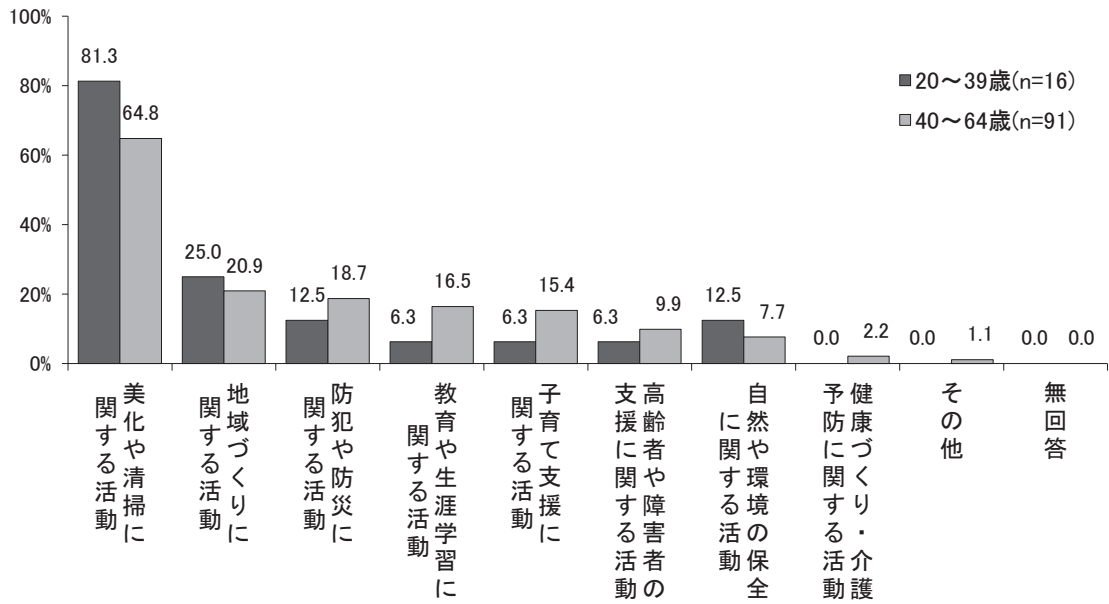
本町では介護保険制度に基づき、平成29年度から、要支援者に対する介護予防訪問介護、介護予防通所介護を地域支援事業へ移行し、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、地域の支え合いの体制づくりを推進しています。

地域活動の重要性や活動状況、参加の方法等の周知を図るとともに、すべての年代の住民が気軽に参加できるよう、参加につなげる仕組みづくりが必要です。

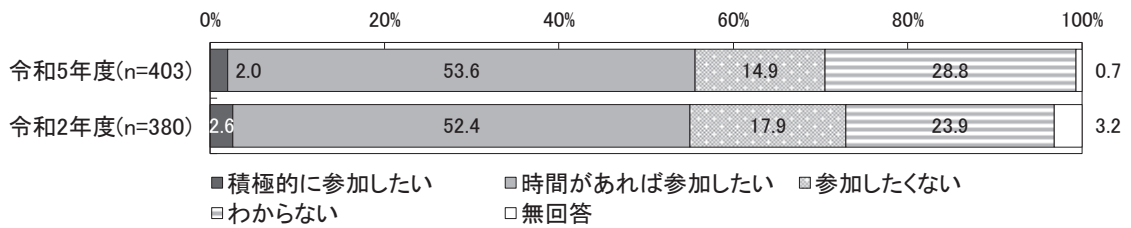
[地域の支え合いの活動やボランティア活動への参加状況/前回調査との比較(20～64歳)]



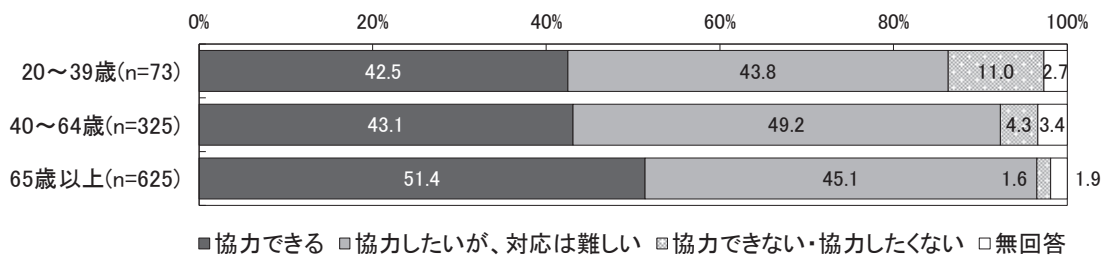
[参加している地域の支え合いの活動やボランティア活動] 複数回答



[地域の支え合いの活動やボランティア活動の参加意向/前回調査との比較(20～64歳)]



[緊急時の安否確認等の活動への協力可否]



住民の声

- プライバシーの問題もあり各々の家庭のことがわからなくなってきたおり(緊急時の連絡先や対応等)、協力したくてもできない、助けたくても助けられない難しい状態にあるため、町からも各自治会への提言や助け合いの大切さ等の助言をお願いします。
- 困っている方がいれば積極的に支え合える福祉づくりが必要だと思えますが、行政の力で実態もしっかり把握していただき、より良い地域の福祉の手助けをしてほしいです。
- 有償ボランティア制度に登録しても依頼がなく、これはニーズがないのか、利用した方がよい人はいるけど「手伝ってほしい」という声が上げられていないのか、知られていないのか、考えてみてほしい。
- それぞれの地域での福祉に関する情報をもっと多く知りたいと思えますが、なかなか地域の活動状況が解りにくいため、チラシなどでポストに入れて頂きたいと思えます。

(令和5年地域福祉に関するアンケート結果より)

【取組の内容】

施策の展開1 地域の活動団体による取組の推進とネットワークづくり

地域活動の最小単位である自治会組織等の活動の活性化を図ります。

また、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な事業主体によるサービス提供が可能となった生活支援サービス等、様々な地域の福祉活動について、地域住民の能力を活かせるよう、また、高齢者の活躍による地域の活性化につながるよう、参画の仕組みを整備します。

地域の生活課題に適切に対応し、住み慣れた家庭や地域で安心して住み続けられるよう、地域の様々な活動団体がそれぞれの取組を推進するとともに、その特徴を活かして連携を図ることができるよう、ネットワークづくりを推進します。

さらに、地域活動の自主性、自発性、自律性を尊重しつつ、その活動が継続しやすい環境整備を進めます。

| | | |
|---|-----------------|--|
| ① | 自治会・コミュニティ活動の充実 | 地域で活動している団体・組織の活動をさらに充実させるため、自治会活動等に対する助成を行うとともに、組織加入の促進や活動内容についての広報などを行い、誰もが参加できる地域活動の実現に向けて支援を行います。 |
| ② | 地域活動手法の共有 | 町内には、地域福祉に関わる活動が活発に行われている地域があります。そうした地域活動のノウハウを、町広報紙等を通じて他の地域にも広めることにより、町全域で地域活動が活発になるように努めます。 |
| ③ | 自主防災組織の充実 | 住民の自主的な活動である自主防災組織について、広くその役割や重要性などの周知を図り、住民による組織結成を促進します。 また、より活発な活動を支援するため、自主防災組織同士や、学校、消防、社会福祉協議会など、関係機関との連携を図ります。 |
| ④ | 消防団活動の充実 | 消防団は火災発生時の消火活動のほかにも、防火意識の啓発など、地域における防火活動に取り組んでいます。防火に関して知識や技術を持つ消防団を中心として、災害時に手助けが必要となる人の把握と支援方法について活動内容の充実を図ります。 |

| | | |
|---|-----------------------|--|
| ⑤ | 地域福祉センター機能の充実 | <p>社会福祉協議会が運営する地域福祉センターは、ボランティア活動を行っている人や、これからボランティア活動を始めたいと考えている人たちのために、ボランティアに関する情報を提供したり、活動の場を探している人と、援助を求めている人との橋渡しを行ったりしています。また、ボランティア活動を支援するために、活動拠点等の提供を行っています。</p> <p>今後も、地域福祉センターの利用促進に努めるとともに、ボランティア活動をしたい人と求める人とをより効果的に結びつけられるよう、引き続き地域福祉センターにボランティアコーディネーターを配置します。</p> |
| ⑥ | 隣保館における地域福祉活動の充実 | <p>住民の福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして隣保館を設置しています。</p> <p>生活上の各種相談に応じるとともに、今後も地域福祉活動の場となるよう、利用を促進します。</p> |
| ⑦ | ボランティア・NPO活動に関する情報の提供 | <p>地域福祉の担い手として、住民が積極的に地域活動に参加できるよう、ボランティアやNPO活動に関する情報について、町広報紙やホームページ等を通じて積極的に発信していきます。</p> <p>また、地域福祉センターを運営する社会福祉協議会と連携し、幅広い層に対する情報提供に努めます。</p> |
| ⑧ | 地域で展開する介護予防サービスの確立 | <p>社会福祉協議会が実施する「いきいきサロン」と連携を図り、在宅の高齢者等の外出の場、住民同士の交流の場を提供し、閉じこもり予防、うつ・認知症予防を含めた介護予防サービスを実施します。</p> <p>また、「ゆる体操」の講習会を通じてボランティアリーダーとして体操を広げる人、ボランティアとしてその活動をサポートする人を養成し、地域での介護予防の活動を広げていきます。</p> <p>地域のボランティア等と連携を図りながら、地域的な介護予防の取組をさらに推進します。</p> |
| ⑨ | 地域福祉活動の促進支援機能の強化 | <p>地域での様々な福祉活動に対して、ニーズの発掘から活動の立ち上げ、実施に至るまで、必要に応じて的確な助言や援助が行えるよう、社会福祉協議会に福祉活動専門員を配置し、地域福祉活動を促進させるための支援機能を強化します。</p> |

| | | |
|---|-------------------------|---|
| ⑩ | 身近な地域福祉のネットワークづくり | <p>本町では、社会福祉協議会をはじめ、自治会、民生委員児童委員等が、地域における身近な課題の発見とその解決に向けて、見守りや声かけ、相談など様々な地域の福祉活動に取り組んでいます。</p> <p>今後も、これらの団体やボランティア、NPO等との「地域懇話会」を開催するなど、身近な地域で活動を行っている組織が協働し、より地域の実情に即した活動を行うことができるよう、地域福祉のネットワークづくりを推進します。</p> |
| ⑪ | ボランティア団体・NPO等のネットワークづくり | <p>社会福祉協議会が運営する地域福祉センターを中心として、ボランティア団体やNPO等が連絡調整を行い、お互いに協力し合うことなどによって活動がより活発に行われるよう、団体同士のネットワークづくりを促進します。</p> |
| ⑫ | 町と社会福祉協議会との連携強化 | <p>効果的な地域福祉の推進を図るため、町と社会福祉協議会の協議の場を設け、両者の連携を強化します。</p> |
| ⑬ | 地域活動の自立の支援 | <p>地域の活動がより効果的に、また継続的に推進されるよう、団体のリーダーの育成や組織の経営、管理手法を向上させる講座、相談、情報提供などを行うことにより、活動の自立化を支援します。</p> |
| ⑭ | 地域の人材活用への支援 | <p>高齢者が現役時代のノウハウや技能などを積極的に地域活動に活用できるよう、地域に存在する様々な技能や特技を身につけた人などの人材情報の収集や提供、講師紹介などの仕組みづくりを地域の団体と連携を図り検討します。</p> |

施策の展開2 社会福祉協議会による地域福祉の推進

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉を推進する多くの団体などが参加し、地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けされており、行政と密接に連携しながら主体的に地域福祉の担い手として推進することが求められています。

そのため、社会福祉協議会は、地域の様々な生活課題や福祉課題を解決するための「地域の福祉力」が高まるよう、地域住民による自主的な活動を支援します。

また、社会福祉協議会による地域福祉の取組がより効果的に進められ、その機能を十分に発揮できるよう、社会福祉協議会を本町における地域福祉推進の核として位置付けるとともに、必要な人的・財政的支援などを行うことによってその機能の強化を図ります。

| | | |
|---|-------------------|--|
| ① | 地域福祉活動への側面的支援 | 地域の課題解決を図る活動をより効果的に推進するため、それぞれの事例に応じ、必要な時に、必要な人へ適切なアドバイスや支援が提供できるよう、その機能を社会福祉協議会に設置し、地域福祉活動を推進します。 |
| ② | 地域見守りネットワークの構築 | 社会福祉協議会において、支援が必要な住民が深刻な事態に至らないように予防し、日常生活における問題を早期に発見できるよう、民生委員児童委員や町、地域の社会福祉関係者、住民・ボランティア等との連携による「地域見守りネットワーク」の構築を行い、関係者間で情報を共有し、相互に連携します。 |
| ③ | 緊急連絡カードの普及 | 自身の住所・氏名のほか、医療情報や緊急連絡先など必要な情報をまとめておく「緊急連絡カード」の普及により、もしもの時に迅速に対応を行い、住民の安全と安心を確保し、地域で安心した暮らしを続けられる体制づくりを進めます。 |
| ④ | 地区別住民福祉座談会の開催 | それぞれの地区の課題を話し合い、一人でも多くの住民が地域の課題に目を向け、支援が必要な住民と地区とのつながりを再構築できるよう、座談会を開催します。 |
| ⑤ | 地域福祉センター機能の充実(再掲) | 地域福祉センターの利用促進に努めるとともに、ボランティア活動をしたい人と求める人とをより効果的に結びつけられるよう、引き続き地域福祉センターにボランティアコーディネーターを配置します。 |

取組の方向 2 地域における支え合いの体制づくり

【現状と課題】

地域住民の生活課題の複雑化、複合化とともに、福祉に対するニーズも多様化しています。このようなニーズの中には、保健・医療・福祉・その他生活関連分野がまたがるもの、また、公共のサービスや民間のサービス等の一体的な提供が必要なものがあります。

そうした多様なニーズを持つ住民が、住み慣れた家庭や地域で安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉等の各関係機関の連携強化を図るとともに、介護保険等の公的制度に基づく支援（フォーマルケア）と住民や地域の団体等による支援活動（インフォーマルケア）の連携を促進する必要があります。

住民の声

- プライバシーもあり、独居なのか、不在なのか、知らないこともあり、地域の中でも情報の共有についていろいろな考え方の方がおり、難しい状況があるため、行政から、近隣住宅のことについては各自治体で情報の共有をしてみんなで守ろう等、もっと大々的に言ってくれたらやりやすくなると思う。
- コロナもあり、積極的に人と関わることを避けてきたこともあるのか、意外とコミュニケーションがない地域だと感じており、気は楽であるが、私たちにも何かできることがあるのではないかと、助けが必要な人もいるのではないかと思ったりもする。
- 避難所が遠すぎて、いざという時に行けないため、各集落（せめて隣の集落）に安全な避難所を確保すれば、隣近所の高齢者を誘って避難しやすくなります。

（令和5年地域福祉に関するアンケート結果より）

【取組の内容】

施策の展開1 重層的な地域包括ケアシステムの構築

地域住民、町、保健・医療・福祉の関係機関、社会福祉協議会、地域活動団体等の協働により地域の福祉力を高め、互いに支え合いながら、重層的に組み合わせられた地域包括ケアシステムを構築します。

| | | |
|---|-------------------------|--|
| ① | 総合的なケアマネジメント体制の充実 | <p>地域包括支援センターを中心として、支援を必要とする高齢者がその希望に応じて住み慣れた家庭や地域での生活を継続できるよう、地域の保健・医療・福祉分野の関係者が連携・協働し、支援を行う包括的・継続的ケアマネジメントを推進します。</p> <p>また、会議開催にあたっては、公的なサービスだけでなく、ボランティアやNPOが提供するサービスを含めた総合的なサービス調整のあり方についても検討を行います。</p> |
| ② | フォーマルケアとインフォーマルケアの連携の促進 | <p>住民ニーズが複雑化、多様化する中、できる限り個々のニーズに応じたサービスが適切に提供されるよう、介護保険等の公的な制度に基づいたフォーマルケアと地域やボランティア等が行うインフォーマルケアの連携を促進します。</p> |
| ③ | 医療と介護の連携強化 | <p>地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、解決策などの協議を行うとともに、住民への啓発を行うなど、地域の医療機関と介護の連携の体制づくりを推進します。</p> |
| ④ | 保健・医療・福祉関係機関等の連携強化 | <p>支援を必要とする人の生活全体を見据えながら、一人ひとりにとって最も望ましい支援を提供できる仕組みを築くため、保健・医療・福祉はもとより、教育、就労、交通、住宅など生活に関連する分野が一体となった支援を行うための連携強化を図ります。</p> |

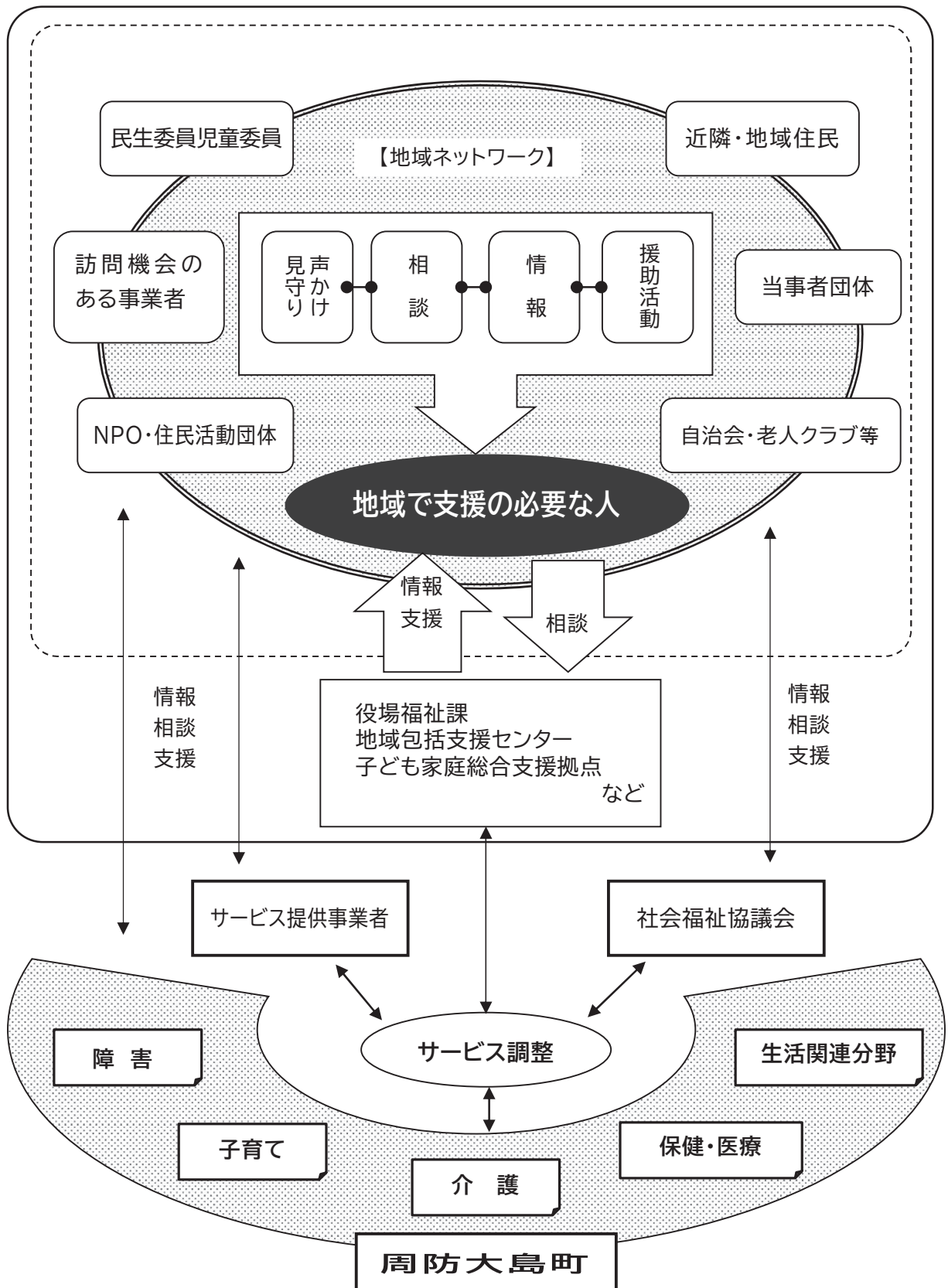
施策の展開2 地域の見守りの仕組みづくり

ひとり暮らし高齢者などすべての住民が地域の中で孤立することなく、また支援が必要となった時に早期に発見できるよう、日常的・継続的観点から近隣を含めた地域の中での見守りネットワークを構築するとともに、地域、事業者、町などが連携した取組を進めます。

| | | |
|---|-----------------------|--|
| ① | 地域住民による見守り活動の推進に向けた啓発 | 地域福祉に関する講座の開催や自治会等への働きかけなどを通じ、地域住民による見守り活動の推進に向けた啓発を行います。 |
| ② | 地域見守りネットワーク事業の推進 | 日常業務の中で、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯との関わりを持っている事業者の協力を得て、見守りを行います。 |
| ③ | 高齢者SOSネットワークの推進 | 高齢者が所在不明や自宅に戻れなくなった際などに、早期に発見し、保護するため、町、警察、消防、民生委員児童委員、事業者、地域の関係機関等との連携を図ります。 |
| ④ | 各種調査・訪問活動の実施 | 支援の必要な人、また今後支援が必要となる可能性がある人の状況などを把握するため、各種アンケートの実施や訪問活動の充実を図ります。 |
| ⑤ | 緊急通報システムを活用した見守り活動の推進 | 支援が必要な人の急病や災害時などの緊急時に迅速かつ適切な支援を行うため、緊急通報システムを活用しながら、地域住民による見守り活動を推進します。 |
| ⑥ | 災害時要援護者の支援 | 地震や台風などの災害時に備え、民生委員児童委員による寝たきり・ひとり暮らし高齢者などの実態調査に基づいて災害時要援護者の状況を整理した情報の活用に向けて体制を整備します。 また、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成について、地域の関係者と連携して取り組みます。 さらに、災害発生時には、災害時要援護者等に速やかに災害情報や避難情報等を提供するとともに、地域の自治会、消防、警察等の関係団体と緊密な連携を図り、迅速かつ適切な避難誘導や救出活動ができるように努めます。 |
| ⑦ | 各支援センターによる取組の充実 | 様々な相談に応じて支援活動を行う地域包括支援センター、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、障害者の相談拠点などにおいて、相談業務や他機関との連携など、支援の必要な人への取組の充実を図ります。 |

| | | |
|---|-------------------|--|
| ⑧ | 民生委員児童委員活動の推進(再掲) | 民生委員児童委員の役割や活動内容について、住民に広く周知を図るとともに、福祉に関する知識や新しい法制度などに関する情報を適切に提供できるよう、民生委員児童委員に対する研修の充実を図ります。 |
| ⑨ | 子どもや高齢者、障害者への虐待防止 | 子どもの虐待については要保護児童対策地域協議会が、高齢者の虐待については地域包括支援センターが、障害者の虐待については障害者の相談事業所がその把握と防止対策の中心を担うとともに、住民や地域の関係機関に対しても見守りや声かけを行い、必要に応じて関係機関へ連絡するように周知を徹底し、連携を強化し虐待防止に取り組みます。 |
| ⑩ | 個人情報保護条例に基づく行動 | 住民一人ひとりが、個人の情報を適正に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する啓発を行います。 |

[地域での重層的な見守りネットワークとサービス提供体制イメージ図]



基本目標 3

地域を支える人づくりの推進

取組の方向 1

一人ひとりによる日常的な支え合いの推進

【現状と課題】

家庭や地域で安心して暮らし続けるためには、家族がお互いを思いやり、尊重するとともに、そこに暮らす人が互いに信頼し合える関係を築き、支え合い、助け合っていくことが重要です。

アンケート調査によると、近所の人と「お互いに相談したり助け合ったりしている」人の割合は、40～64歳、65歳以上の高齢者では2割台、20～39歳の人では1割に満たず低くなっています。また、令和2年度の調査結果と比較すると、20～64歳の若年者は今回調査の割合と大きな変化はみられず、65歳以上の高齢者の割合は低下しており、近所の人とのつきあいが希薄化してきている状況がみられます。

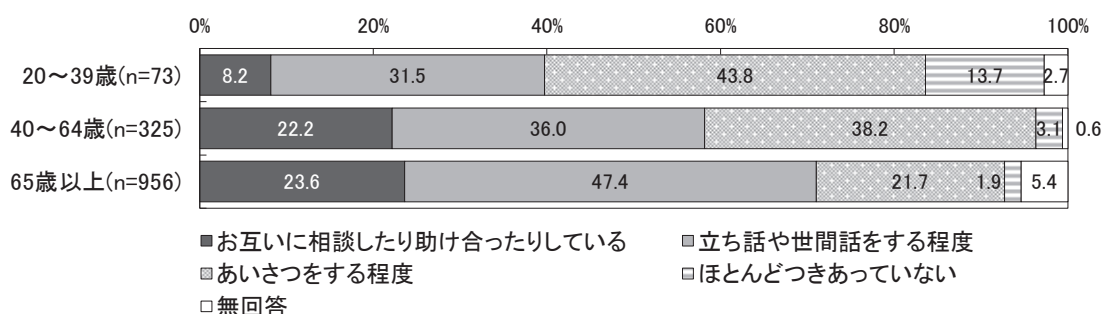
一方で、気軽にできそうな見守りや声かけ等なら自分にもできるかもしれないという、地域の見守り活動への参加意向がある住民も少なくありません。

しかし、活動意欲があっても、実際には活動時間の制約や地域の支援の必要な人に関する情報の共有方法、それに伴うプライバシーの保護など考慮すべき事柄があり、行動に移せない状況もみられます。

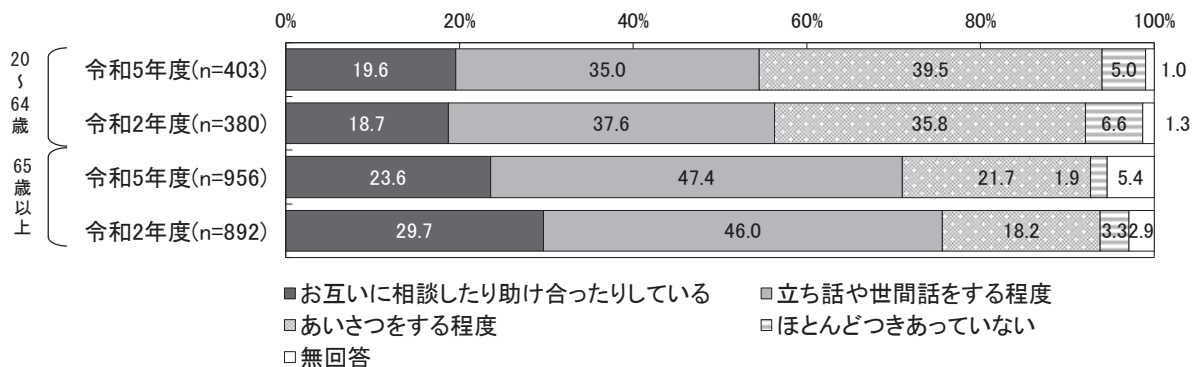
地域の中で声かけやあいさつ、近所づきあいを大切にしたり、困った時に助け合ったりできる関係を築くなど住民一人ひとりによる日常的な取組が進められるとともに、他人事を我が事と捉える意識を高め、一人ひとりの力を地域の様々な活動に生かし、住民主体の地域福祉活動がさらに促進されることが必要です。

また、障害者が、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、身近な地域で共に生きる社会を実現するために、住民が障害や障害者に対する正しい知識や認識、関心を深めていくことが必要です。

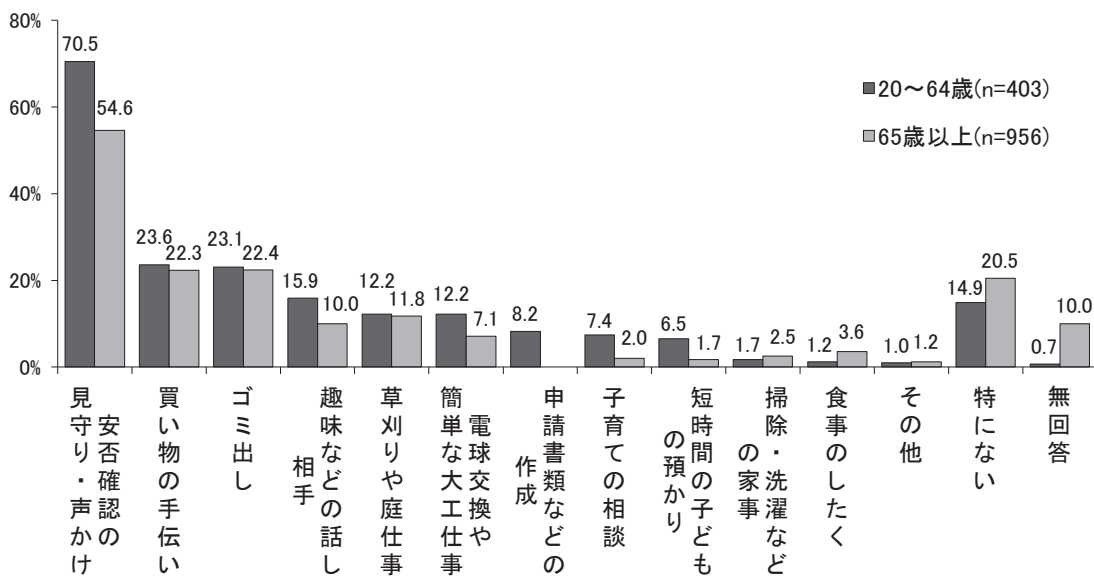
[近所の人とのつきあいの程度]



[近所の人とのつきあいの程度/前回調査との比較]



[地域で自分ができる手助け] 複数回答



| 住民の声 | |
|--|-------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 地域で支え合っていくことは、とても大切なことだと思い、例えば、自治会単位で年1度でも避難場所に集う程度の機会があれば、顔がわかりつながりができてきて自然と助け合うことができるようになると思うのですが、日常はもちろん災害などの緊急時につながりがあるかないかで大きな違いがあるように思います。 ● 制度の充実も重要ですが、やはり人と人のつながりが大切だと考えており、周防大島町はそのつながりを大切にできる町だと思っているため、ぜひつながりを大切にする町づくりを続けられることを望みます。 ● 近所の方とは普段のあいさつや会話を通してコミュニケーションを図っていますが、深いお付き合いはなかなか出来ておらず、これから益々、助け合い支え合いが必要となると思うため、親切の押し付けにならないよう、必要とされる時に手を差し出せるよう、常に心をオープンにしておきたいと思います。 | (令和5年地域福祉に関するアンケート結果より) |

【取組の内容】

施策の展開1 地域共生社会の実現に向けた意識の醸成

町や社会福祉協議会において、地域共生社会や福祉に関する意識啓発や情報提供などを行い、地域の人の問題を「我が事」と捉え解決しようとする意識や、地域で支援の必要な人に対する住民の認識を深めます。

| | | |
|---|---------------|---|
| ① | 地域における意識啓発の推進 | 社会福祉協議会地域福祉センターが行っている「地域懇話会」等を通じ、地域共生社会や福祉に関する意識啓発を行うとともに、地域活動の必要性、また、身近な地域で見過ごされている課題の周知を図ります。 |
| ② | 福祉教育の充実 | 子どもたちが、家族や地域の人を尊重し、大切にすることを育むため、また、地域福祉の考え方を理解し、地域社会の一員として積極的に福祉活動に参加できるよう、小・中学校における福祉教育をはじめ、すべての世代を対象とした啓発活動を推進します。 また、社会福祉協議会において実施する、地域における既存の活動において地域福祉について住民と共に考える機会の促進を図ります。 |

| | | |
|---|-------------------|---|
| ③ | 感染症等に関する差別・偏見への対応 | 感染者・濃厚接触者、医療・福祉・介護・保育従事者、社会機能の維持に貢献している人、その家族に対しての心ない誹謗や中傷の言動が社会的な問題となりました。お互いに思いやりの気持ちを持ち、真摯に向き合うように啓発を行います。 |
| ④ | 広報・啓発の充実 | 地域共生社会や福祉に対する理解を深めるため、町広報紙やパンフレット・リーフレット、インターネット、各種事業を通じた広報・啓発活動の充実を図ります。 また、地域福祉活動を促進するため、活動の支援策等について周知を図ります。 |
| ⑤ | 職員研修の推進 | 地域住民と町が協働して地域福祉を推進していくにあたり、町や社会福祉協議会の職員の資質、能力の向上を図るための研修を行います。 |

▼困ったことが起きる前に…

(自分自身について)

- ・知らないことは調べておくようにする。
- ・信頼のおける人を見つけておく。

(近隣・周囲に対して)

- ・ひとり暮らしの高齢者や障害のある人など支援が必要な人を把握しておく。
- ・相手にとって役に立つあるいは必要と思われる情報は、積極的に知らせる。

身近で解決できる困りごとや問題は、家族や近隣の友人・知人に相談し、できるだけ自分たちで解決を図ることが必要ですが、家族などに相談しても解決できない場合や、専門的な問題、また、内容がプライバシーに関わるなど支障がある場合は、次のような機関・団体などに相談します。

▼解決しにくい困りごとなどは…

- ・地域包括支援センターや町の各相談窓口
- ・社会福祉協議会
- ・保育士や学校の職員
- ・民生委員児童委員
- ・ボランティア・NPO法人
- ・同じ境遇の人同士で活動する当事者団体 など

施策の展開2 地域活動への参加・参画の促進

住民が地域における様々な活動に参加し、地域の連帯感を高めていくことが重要です。

また、地域活動に参加することは、高齢者にとっては閉じこもりを防止し、心身機能の向上を図る介護予防につながり、障害のある人にとっては社会参加の場、子育て中の保護者にとっては交流活動の場の一つとなり、孤立を防止することにつながります。

地域活動に積極的に参加することは、地域のつながりを深めるだけでなく、福祉の各分野においても大きな効果が期待できることから、自治会や社会福祉協議会、地域のボランティア等と連携し、住民の地域活動への参加・参画を促進します。

| | | |
|---|--------------------|---|
| ① | 地域活動を促進する情報の収集及び提供 | 地域活動の情報を様々な広報媒体によって住民に紹介し、理解や関心を深めるとともに、活動への参加のきっかけづくりとなる情報提供を行います。 |
| ② | 多様な交流活動の促進 | <p>地域の中で暮らす高齢者や障害のある人、子どもから大人まで、すべての人が地域の構成員の一人として、その人らしく、いきいきと暮らしていけるよう、多様な交流活動の場づくりに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 保育所や学校等での高齢者との伝承遊びなどを通じた世代間交流事業の充実 ▶ 障害のある人とない人、ボランティアとの交流活動、地域行事への障害のある人の参加の促進 など |
| ③ | 生涯現役社会づくりの推進 | 高齢者が地域の中でいつまでも元気に暮らせる社会をつくるため、生涯学習やスポーツ大会などの文化・スポーツ行事やボランティア活動など社会参加への取組を支援するための諸施策を総合的に推進します。 |

取組の方向 2 地域福祉の担い手となる人材の育成

【現状と課題】

複雑化、複合化する地域の様々な課題に対して、その解決を図るためには現在取り組まれている活動の充実とともに、新たな地域活動を立ち上げる必要性も高まっています。そのため、多くの住民の参加と住民による取組が円滑に進められるよう、的確にアドバイスできる人材の充実が求められています。

しかし、地域の活動団体等では、参加者の高齢化や新規参加者の減少、リーダーとなる人材の不足などの問題がみられます。

性別や年齢にかかわらず、すべての住民が参加のきっかけをつくれる場や学習の機会を提供する必要があります。

また、活動を支えるリーダーの育成を図る必要があります。

【取組の内容】

施策の展開1 地域福祉活動を担う人材の育成

住民の参加意向を地域の活動へつなげるため、参加のきっかけの場や地域福祉に関する学習機会の充実を図ります。

| | | |
|---|----------------|--|
| ① | ボランティア人材の発掘・育成 | 社会福祉協議会と連携を図り、地域住民のボランティア活動への参加を働きかけるため、気軽に参加してもらえるボランティア研修、外出支援や手話、要約筆記などの専門的知識を習得する講座まで、多様な講座を開催し参加機会を創出します。 また、講座修了者には自分に合った活動への参加を働きかけ、習得した知識・技能を活用できるように支援します。 |
| ② | リーダーの育成 | 社会福祉協議会と連携を図り、地域福祉活動を担うリーダーを育成します。 |

施策の展開2 地域福祉活動の拠点の充実

地域活動を行う場として、公共施設や公民館、地区の集会所、老人福祉センターなど、地域の既存施設の活用を促進します。

| | | |
|---|-------------------|---|
| ① | 既存施設を活用した活動拠点の確保 | 住民による様々な分野での地域福祉活動の拠点として、しまとぴあスカイセンター、たちばなケアプラザをはじめとする公共施設や、既存の地区の集会所、民家や事業所の空きスペース、商店街の空き店舗、福祉施設の地域交流スペースを活用するなど、地域の既存施設の有効活用を促進します。 |
| ② | 地域に開かれた学校づくり | 現在、図書館、体育施設の開放など、一定のルールのもと、学校施設の地域開放が行われています。地域に開かれた学校づくりを目指し、安全に配慮しながら、住民と子どもたちの交流が生まれるような取組の充実を図ります。 |
| ③ | 地域福祉センター機能の充実（再掲） | 地域福祉センターの利用促進に努めるとともに、ボランティア活動をしたい人と求める人とをより効果的に結びつけられるよう、引き続き地域福祉センターにボランティアコーディネーターを配置します。 |

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

1 成年後見制度について

認知症、知的障害、精神障害、発達障害等によって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の2種類があります。

| | |
|--------|--|
| 任意後見制度 | <p>任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。</p> <p>任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。</p> <p>本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続を申し立てることができるのは、本人やその配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者です。</p> |
| 法定後見制度 | <p>法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所により、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の程度などに応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの制度が用意されています。</p> |
| 成年後見人等 | <p>選任される成年後見人等については、家族等の親族後見人、第三者である専門職後見人、社会福祉後見人等の団体が後見人に就任する法人後見、身近な地域の人々が後見人に就任する社会貢献型後見人（市民後見人）等に分類される。</p> |

2 現状

(1) 成年後見等町長申立の実績

成年後見等町長申立の実績は、令和3年度は1件であり、令和4年度はありませんでした。

[成年後見等町長申立の実績]

| 区 分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 高齢者(件) | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 障害者(件) | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |

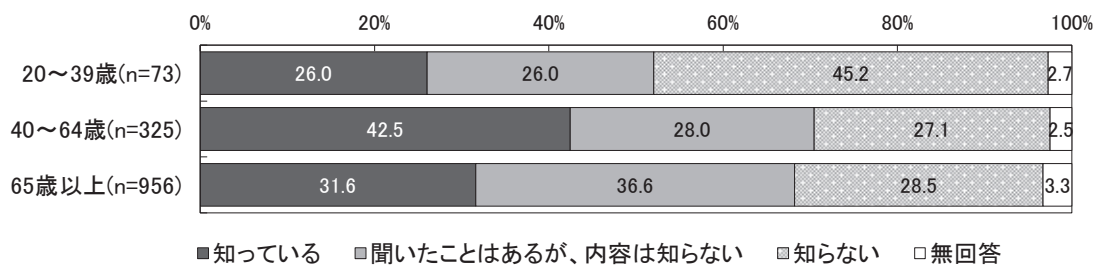
(2) 成年後見制度等の周知状況

成年後見制度を「知っている」と回答した人の割合は、20～39歳で2割台と低くなっています。

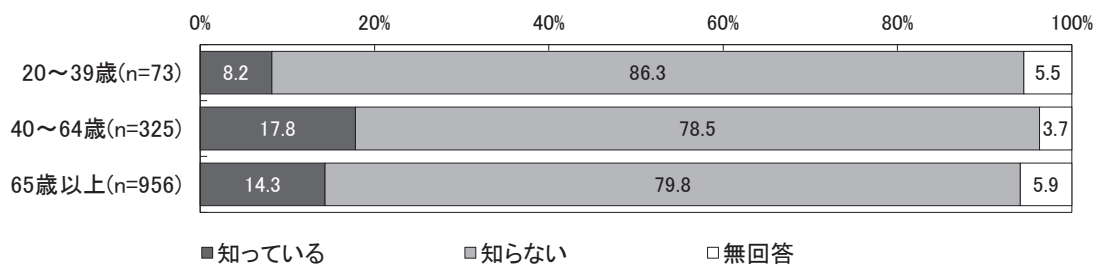
また、成年後見制度の相談窓口を「知っている」と回答した人の割合は低くなっています。

令和4年4月に設置された周防大島町成年後見支援センターを「知っている」と回答した人の割合は、年齢が高くなるほど高く、20～39歳では1割未満ですが、65歳以上の高齢者では25.8%となっています。

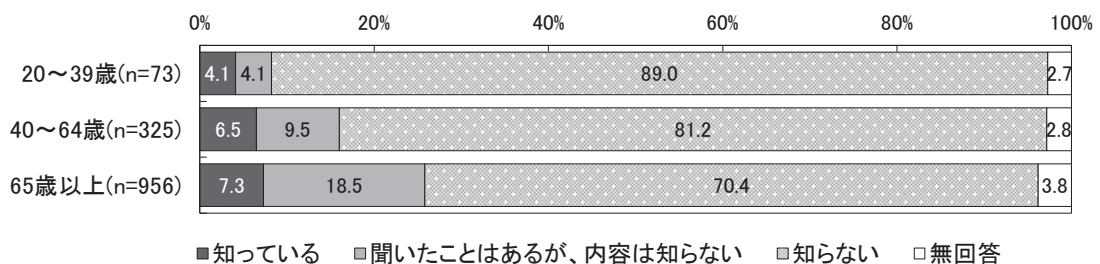
[成年後見制度の認知度]



[成年後見制度の相談窓口の認知度]



[周防大島町成年後見支援センターの認知度]



3 計画の取組

| | | |
|---|-----------------------|--|
| ① | 権利擁護、成年後見制度の周知・啓発の推進 | <p>権利擁護や成年後見制度について、住民の正しい理解を促すための方法を検討し、広報や啓発活動を推進します。</p> <p>また、関係機関、各種団体、企業等において広く制度への理解を深めることができるよう、成年後見制度に関する研修を実施します。</p> |
| ② | 相談機能・成年後見人等支援の推進 | <p>令和4年4月に設置した中核機関や権利擁護に係る相談窓口や専門職等と連携し、権利擁護が必要な人を成年後見制度の利用やその他の必要な支援につなげるなど、包括的な支援体制の機能強化を図ります。</p> <p>また、成年後見制度の利用を開始した後においても、成年後見人等からの相談に応じ、活動を支援します。</p> |
| ③ | 成年後見制度利用支援事業 | <p>成年後見制度の申立てを行う親族等がない人の町長による申立て手続き、成年後見人等への報酬助成を行い、制度の利用を支援します。</p> |
| ④ | 地域連携ネットワークの強化 | <p>中核機関やその他の関係団体からなる、権利擁護のネットワークの連携強化を図ります。</p> |
| ⑤ | 中核機関の運営 | <p>地域連携ネットワークの中核となる機関として設置した周防大島町成年後見支援センターを運営します。</p> <p>周防大島町成年後見支援センターでは、制度や支援内容、手続きの説明を行い、必要な相談窓口につなぎます。</p> |
| ⑥ | 成年後見制度利用促進連携協議会の組織・運営 | <p>チームへの適切な支援体制の整備、困難なケースに適切に対応できる体制整備等を目的とし、法律・福祉の専門職や相談機関、地域関係者等により構成される協議会を組織・運営します。</p> |
| ⑦ | チームの形成 | <p>制度利用者本人に関わりの深い専門職や関係機関が協力して本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う「チーム」を形成します。</p> |
| ⑧ | 法人後見の充実 | <p>社会福祉協議会で実施する法人後見の充実を図ります。</p> |

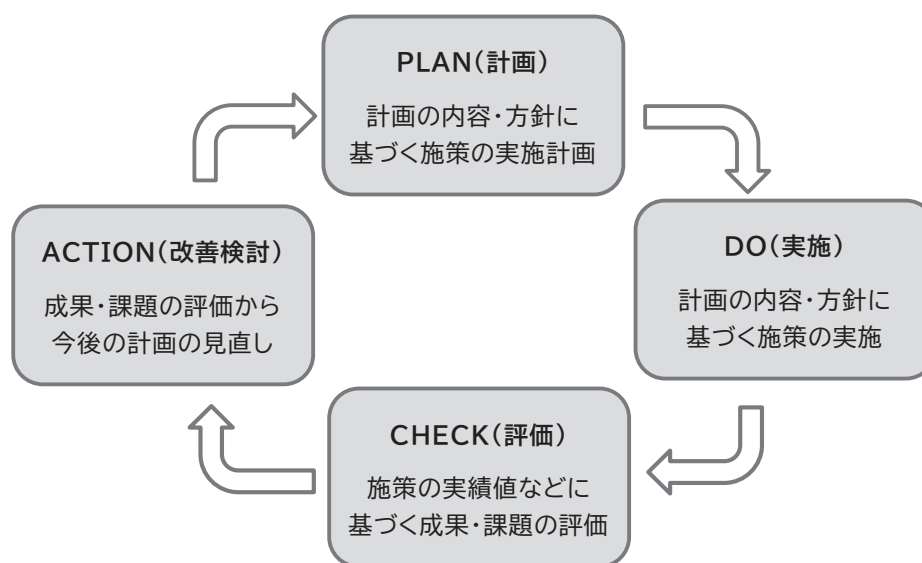
第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の実現を目指し、庁内の関係部署が、事業の実施に係る連携や調整を図るとともに、施策の進捗状況について進行管理を行います。

また、年度ごとに「周防大島町高齢者保健福祉推進会議」等において、評価、見直しを行います。

[PDCAサイクルによる進行管理]



2 協働による取組の推進

地域福祉を積極的に推進していくためには、住民、地域の団体、民生委員児童委員、社会福祉協議会、保健・医療・福祉の関係機関、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を持ち、主体的な取組を進めるとともにお互いの取組への理解を深めながら、連携や協働を行っていくことが必要です。

地域が一体となった取組となるよう、各主体への働きかけを推進するとともに、地域で活動を担う人材の育成や地域での活動を支援します。

資料

周防大島町高齢者保健福祉推進会議設置規定

平成16年10月1日

訓令第18号

改正 平成20年9月1日訓令第18号

(設置)

第1条 介護保険制度の円滑な導入及び運営並びに介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画、地域福祉計画、健康増進計画及び障害者計画の策定及び推進について、広く関係者の意見を反映させるため、周防大島町高齢者保健福祉推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 町の役職員及び町議会議員

(2) 公共団体等の役員及び職員

(3) 保健福祉医療団体等関係者

(委員)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項の規定により委嘱された委員が当該役職を失ったときは、当該委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を総理し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議長は、会長をもって充てる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、会長が推進会議に諮って、これを定める。

附 則

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成20年9月1日訓令第18号)

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

周防大島町高齢者保健福祉推進会議委員名簿

(順不同・敬称略)

| 役 職 | 氏 名 | 所 属 団 体 (役職) |
|-------|---------|-----------------------|
| 会 長 | 河 原 光 雄 | 周防大島町社会福祉協議会 (会長) |
| 副 会 長 | 野 村 壽 和 | 大島郡医師会 (会長) |
| 委 員 | 中 村 瑞 美 | 大島郡歯科医師会 (理事) |
| 委 員 | 上 村 八重美 | 柳井薬剤師会 (理事) |
| 委 員 | 中 元 みどり | 周防大島町連合婦人会 (会長) |
| 委 員 | 山 田 吉 之 | 周防大島町老人クラブ連合会 (会長) |
| 委 員 | 川 崎 壽 夫 | 周防大島町民生委員児童委員協議会 (会長) |
| 委 員 | 新 田 健 介 | 周防大島町議会民生常任委員会 (委員長) |
| 委 員 | 新 山 玄 雄 | 周防大島町自治会連合会 (会長) |
| 委 員 | 舩 本 公 治 | 特別養護老人ホームオレンジ苑 (施設長) |
| 委 員 | 宇智田 芳 江 | 周防大島介護支援専門員連絡協議会 (会長) |
| 委 員 | 重 富 孝 雄 | 周防大島町健康福祉部 (部長) |

周防大島町地域福祉計画

| | |
|------|--|
| 発行年月 | 令和6年3月 |
| 発行 | 周防大島町 |
| 編集 | 健康福祉部 福祉課 〒742-2806 山口県大島郡周防大島町大字西安下庄 3920-21 Tel 0820-77-5505 Fax 0820-77-5111 |
| | 健康福祉部 介護保険課 〒742-2803 山口県大島郡周防大島町大字土居 1325-1 Tel 0820-73-5506 Fax 0820-73-0090 |

